

平成24年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

平成25年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成24年度事後評価実施結果報告書	
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
	(2) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	6
	(3) 法教育の推進	10
	(4) 法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究）	15
	(5) 検察権行使を支える事務の適正な運営	16
	(6) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	23
	(7) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	28
	(8) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	34
	(9) 保護観察対象者等の改善更生等	40
	(10) 医療観察対象者の社会復帰	47
	(11) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	51
	(12) 登記事務の適正円滑な処理	58
	(13) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	64
	(14) 債権管理回収業の審査監督	71
	(15) 人権の擁護	76
	(16) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	84
	(17) 出入国の公正な管理	89
	(18) 法務行政における国際協力の推進	90
	(19) 施設の整備（周南法務総合庁舎整備等事業）	96
	(20) 施設の整備（美祢社会復帰促進センター整備事業）	97
3	平成24年度成果重視事業実施結果報告書	
	(21) 出入国管理業務の業務・システムの最適化	98

政策体系

基本政策	
	政策
	施策
I 基本法制の維持及び整備	
1	<p>基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）</p> <p>(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）</p>
2	<p>司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）</p> <p>(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）</p> <p>(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）</p> <p>(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）</p> <p>(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）</p>
3	<p>法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適切した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）</p>

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

- (1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

法務行政における国際化対応・国際協力

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，
民事局総務課， 刑事局総務課

(平成25年 8 月は中間報告)

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)		政策体系上の位置付け I-1-(1)
施 策 の 概 要	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。</p>		
予 算 額	平成24年度予算額：114,532千円	評 価 方 式	総合評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>平成24年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>【民事関係】 既に国会に提出した法律案のうち，平成24年度末時点において，成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。 ○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（平成24年 3 月提出，同年11月16日廃案，平成25年 3 月に再提出） (注) 本法律案は，平成25年 6 月12日に成立し，同月19日に公布された。</p> <p>【刑事関係】 平成23年に成立した「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」について，記録命令付差押えなどの手続法部分についても施行した。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし，国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成25年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 上記「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完了しており，今後も，社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。 企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。</p>		
施 策 に 関 係 す る 内 閣 の 重 要 政 策 (施 政 方 針 演 説 等 の う ち 主 な も の)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (2))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け：I-2-(3)) (評価書13頁)					
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。					
達成すべき目標	民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ²⁾ ）の多様化及び事業者数の増加により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,736	12,671	12,586	12,697
		補正予算(b)	0	0	△468	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	12,736	12,671	12,118	
執行額(千円)	6,751	7,873	8,039			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義³⁾ ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） II-第1-8-(2)-イ⁴⁾ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）⁵⁾ 					

測定指標	民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充	平成24年度目標
		<p>認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより認証申請を促すとともに、適切な審査による認証を行い、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の拡充を図る。</p>
		<p>施策の進捗状況（実績）</p> <p>平成24年度は、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が26件（うち16件は前年度からの継続相談、10件は新規の相談）あった。これらの相談に適切に対応するなどした結果、新たに11事業者から認証申請があり、認証に至らなかった相談事業者に対しても相談対応を継続している。また、適切な審査により、前年度からの継続審査案件を含め、13事業者に対し認証を行った。</p> <p>その結果、平成24年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は123事業者に上り、また、新たな分野の事業者に対し認証するなど、事業者の拡充を図った。</p>

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 民間紛争解決手続の業務の認証数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	16	39	32	16	13
2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	721	887	1,129	1,352	—

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標について】</p> <p>本施策については、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としているところ、認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降、事業者数は年々増加しており、また、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加しているところである。</p> <p>平成24年度においても、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じることによりできるだけ認証申請に結びつけ、また、認証申請後の審査を適切に実施することにより、13事業者に対し認証を行った。その結果、活動中の認証紛争解決事業者の総数は123事業者となり、また、中小企業の事業承継、知的財産や電力系統利用に関する紛争等、新たな分野につき専門知識をいかした取組を行う事業者に対し認証するなど、事業者の拡充を図った。</p> <p>そして、認証紛争解決手続の利用実績も毎年度増加傾向にあることに鑑みると、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が図られているといえ、目標はおおむね達成できたと評価できる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けて施策を実施した。その結果、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加するなど、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を達成してきたところである。また、認証紛争解決手続の利用実績についても、年々増加傾向にある。</p> <p>国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようにするには、更なる認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現する必要があるが、近年の民間紛争解決手続の業務の認証数自体は頭打ち傾向にある。したがって、現在認証申請の前段階として任意に設けている事前相談を継続している事業者に対し、適切な対応を行うことにより認証申請を促すことは、目標の達成に必要な効果的な取組であると評価できる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>上記のとおり、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁</p>

	<p>判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えず、本施策を今後も継続的に実施していく必要がある。</p> <p>したがって、新たに認証申請を検討している事業者に対する事前相談への対応を強化することによって認証申請件数の増加を図り、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現させ、併せて利用実績の増加を図り、裁判外紛争解決手続のより一層の活性化を達成できるよう取り組みたい。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 認証紛争解決手続の利用実績とはどういう意味合いの数字か。また、クオリティーがどの程度担保されているかという観点から、和解に至った割合を御教示願いたい。</p> <p>〔反映内容〕 認証紛争解決手続の利用実績とは、当該年度中に認証紛争解決事業者が認証紛争解決手続の申立てを受理した件数である。また、認証紛争解決手続のうち和解が成立した割合は、平成20年度以降、約40パーセント（相手方不応諾により終了した案件を除けば約50パーセント）で推移している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>A D R法に関する検討会の終了に伴い、諸謝金を削減するとともに、執行実績を勘案し、委員等旅費等の削減を図った。</p>
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------------	----------	---------

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、

認証を受けた紛争解決手続を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年度6月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

Ⅱ－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

*5 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書19頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育普及検討部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材作成等により、法教育の普及・推進を図る。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、広報活動、法教育に対する協力・支援等を行い、法教育の普及・推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	8,859	8,323	6,168	15,677
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	8,859	8,323	6,168	
執行額(千円)	5,419	6,331	5,311			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日) 第4章-第2-2 司法教育の充実³</p> <p>○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定) 第4章-第2-2 司法教育の充実⁴</p>					

測定指標	1 協議会等の活動状況	平成24年度目標
		協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、平成24年度実施の小学校における法教育の実践状況調査 ⁵ の結果を踏まえた協議等を行い、小学生を対象とする法教育教材の作成等を行う。
		施策の進捗状況(実績)
		協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育への取組等について報告がなされた。 各報告を受けて、法教育の推進に資する施策について協議し、各機関において、今後の実践に活用できるよう、具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な

	<p>情報を共有し、発信した。</p> <p>また、平成23年度から小学校の新学習指導要領が全面実施されたことから、平成24年度は、協議会等において法教育の実践状況調査を実施し、同調査の結果を踏まえた教材作成の必要性等について、協議会等において検討を行った。</p>										
参考指標	実績値										
協議会等の開催実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	22	4	4	8	6
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
22	4	4	8	6							
<p>※平成20年度は、法教育の教材作成のための「小学校教材作成部会」及び「私法分野教育検討部会」を開催（20回）したことから、開催実績が突出している。また、平成23年度は、懸賞論文の審査等のため部会を開催（3回）したことから、回数が増加している。</p>											

測定指標	2 法教育に関する広報活動、説明・支援・助言等の実施状況	平成24年度目標				
		懸賞論文の募集、法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。				
		施策の進捗状況（実績）				
		<p>日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）と共催で法教育シンポジウムを開催し、法教育に係るパネルディスカッション等を行うことにより、法教育の意義について参加者の理解を深めることができた。</p> <p>また、法務省関係機関による法教育授業を多数実施した。その他、学校への法教育に関する支援・助言等を行った。</p>				
	参考指標	実績値				
1 シンポジウム実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1	1	1	1	0 ^{*6}	
2 シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	81.0	67.9	80.4	85.4	—	
3 論文コンクール応募総数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	

	(通)	-	-	69	60	32
--	-----	---	---	----	----	----

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>協議会等において、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組状況について報告がなされ、法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、その結果⁷をホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。</p> <p>そして、今後も法教育の発展に向けた取組を一層充実させるため、協議会等で協議、情報交換された法教育の推進に資する有用な情報を共有し、今後の実践に活用していくこととした。</p> <p>小学校教材の作成については、協議会等において、全国の小学校を対象に法教育の実践状況調査を行い、その結果を踏まえ、教材作成の必要性及び教材の内容等について、検討作業を進めた。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年10月14日京都において、また、同年12月9日岐阜において、法テラスと共催という形で法教育シンポジウムを開催し、学校現場における法教育の取組状況の報告や、有識者による法教育に関するパネルディスカッションが行われ、法教育の意義について参加者の理解を深めることができた。</p> <p>さらに、法務局や保護観察所等の法務省関係機関において法教育授業を実施することにより、授業の告知及び実際の授業等を通じて、法教育に係る広報、支援及び助言を行った。</p> <p>以上のような取組を行った結果、法教育の普及・推進を図るという目標をおおむね達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>協議会等において、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行い、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用したことから、効果的に協議会等を開催することができた。</p> <p>また、平成23年度から法教育の内容が充実した小学校の学習指導要領が実施されているが、学習指導要領はあくまでも基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではない。各学校は学習指導要領を踏まえ、地域や学校の実態に応じて指導計画を策定し、それに基づき法教育授業を実践しており、これまで個々の取組はあったが、全体として統一的・計画的な法教育授業が実践されたきたわけではなかった。加えて、教員自身も体系的に法を学んできたわけではなく、法教育の実践に不安を覚える者も多いとの指摘もある。さらに、小学校における法教育授業の実践状況調査から、子どもに分かりやすい教材を求める意見もあった。そのため、教員が積極的に法教育を実践できるよう、法務省が小学校の教材を作成することは、法教育の普及・推進という目標の達成に向けて、必要かつ有効であると認められる。なお、教材は、平成25年度中に作成され、全国に配布される予定である。</p>

	<p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>法教育の推進に関しては、司法制度改革推進計画において、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」と明文で求められているほか、平成23年度から小学校において、平成24年度から中学校において、平成25年度から高等学校において、法教育の内容の充実が図られた新学習指導要領が実施されており、更なる学校現場と連携した取組が必要である。</p> <p>また、成年年齢の引下げや、裁判員制度の見直しに関連して、法教育充実の必要性も挙げられていることから、引き続き、法教育の推進に向けた施策を実施していく必要がある。</p> <p>このように、今後も増大する法教育の必要性に鑑み、協議会等で得られた知見を活かし、また、現場の実践状況を把握し、必要とされる教材を作成するといった、必要性・有効性の高い施策を実施することで、法教育の普及・推進を図っていきたい。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 懸賞論文コンクールについて、応募総数が2桁となっているが、人権作文コンテストに比べるとかなり少ない。何か方法を変えるか、又は、もうコンクールという形を止めて別の方向での法教育の拡大を目指してはどうか。</p> <p>〔反映内容〕 応募総数が減少傾向にあるということで、応募数増加のための工夫については検討しているところである。平成25年の募集に際しては、「私とみんなの法教育」をテーマに、法教育の授業例と当該授業を受けた児童・生徒の感想や発達の様子を踏まえた論文を募集し、どのような効果があるかを見ていきたいと考えている。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>法教育授業実施のための補助資料の配付対象先の減を反映させて、経費を削減した。</p>
----	--

担当部局名		政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--	----------	---------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法のあり方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）」

第4章－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。

*4 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」

第4章－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。

*5 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を対象に調査を行う。

*6 平成24年度の法教育シンポジウム実施回数は0となっているが、法務省と法テラスの共催という形でシンポジウムを2回実施している。また、平成24年度からアンケートの集計項目が変更されたことから、シンポジウムに対する満足度は集計していない。

*7 法教育授業のノウハウ、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方、法教育の推進に資するための今後の展開等について協議、情報交換を行った結果について

法務省ホームページ〔<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>〕を参照

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究） （評価書30頁）		政策体系上の位置付け
			I-3-(1)
事 業 の 概 要	家庭内の重大犯罪について、犯罪の動向、動機・原因、処遇の状況等について調査・分析することにより、その効果的な防止策及び処遇方策の検討のための基礎資料を提供する。		
予 算 額	平成21年度予算額：1,009千円 平成22年度予算額：319千円	評 価 方 式	事業評価方式
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>本研究は、家庭内の重大犯罪の効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供することを目的とし、この目的の達成については、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。</p> <p>家庭内の重大犯罪は、配偶者暴力・児童虐待等が増加傾向にある犯罪情勢下で、国民の関心も高く、刑事政策上の重要課題の一つであるところ、その防止策と加害者の処遇方策の検討に資する本研究は、法務省の重要施策に密接に関連する。また、本研究は、家庭内の重大犯罪を網羅的に対象とし、刑事事件記録等に基づく実証的な調査分析を内容とするものであることから、法務省以外での実施は著しく困難であり、現に他の研究機関では実施されていないなど、研究の必要性は非常に高かった。</p> <p>本研究では、成人・少年双方の事件を網羅し、成人については、家庭環境の時代的变化を踏まえ、異時比較のために異なる3つの期間における事件を対象とするとともに、法務省各部局が保有する刑事事件記録・少年鑑別所処遇記録等のデータを用いて、実務経験に基づいた多角的視点から分析し、費用対効果の点からも十分に合理性のある手法を採用しており、調査対象の設定、研究の手法・実施体制等も非常に適切であり効率的であった。</p> <p>家庭内の重大犯罪の実態等を初めて実証的に明らかにした本研究の成果は、法務総合研究所研究部報告として公刊され、法務省ホームページ上でも一般に公開されており、矯正施設・保護観察所において、これらの事犯者の処遇等に当たっての参考資料として利用されているほか、今後も大学等における利用が見込まれ、有効な研究であった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から高く評価でき、研究評価検討委員会における評価において、同委員会が研究評価のために設定した評価基準による評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準に基づき、「大いに効果があった」と認められ、家庭内の重大犯罪の効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎的な資料を提供するという目的を達成したと評価することができる。</p>		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----

平成24年度事後評価実施結果報告書

(法務省24-5)

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査に関与する通訳人を確保するとともに、通訳人に対して、我が国における基本的人権や適正な刑事手続に関する法制度についての理解を高め、国内における外国人犯罪に適正に対処する。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,153,692	2,717,136	3,674,363	3,742,653
		補正予算(b)	0	762,230	0	—
		繰越し等(c)	0	2,738	25,031	/
		合計(a+b+c)	3,153,692	3,482,104	3,699,394	
執行額(千円)	2,912,762	3,060,714	3,552,370			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ^{*1} ○犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定) V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 ^{*2} ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定) 第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 ^{*3}					

測定指標	1 検察庁における通訳人体制の充実・強化	平成24年度目標
		通訳人に対して、刑事司法手続についての知識や基礎的法律知識の習得につながる研修を実施することにより、能力の向上を図る。
		施策の進捗状況(実績)
		これまでの実施要領を大幅に見直し、通訳言語を特定の

	<p>言語に限定し、参加人数を例年より絞った上で通訳人セミナーを実施した。</p> <p>セミナーでは、同じ通訳言語を使用する通訳人同士の間や検察官との間で、当該言語の通訳に関する諸問題や疑問等について、より深く活発な議論や意見交換を行った。このほか、刑事手続に関する近年の動向についての講義、ベテラン通訳人講師による捜査通訳上の参考事例の講義等を行った。</p>					
	参考指標		実績値			
	通訳人研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		95.4	92.0	95.7	100.0	100.0

測定指標	2 被害者支援担当者の育成	平成24年度目標				
		被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。				
		施策の進捗状況（実績）				
		被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。 研修では、専門家等による制度説明や支援等に関する講義を行ったほか、刑事局職員等と研修員との間で実情や問題点等についてフリーディスカッションを行った。				
		参考指標		実績値		
	被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		94.3	96.2	91.3	95.0	88.8

測定指標	3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	平成24年度目標				
		国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。				
		施策の進捗状況（実績）				
		検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用				

	して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動を積極的に行った。				
参考指標	実績値				
広報活動の実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,087	1,339	1,287	1,187	1,135

<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>【指標 1 について】</p> <p>平成24年6月20日から6月21日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人38名が参加する通訳人セミナーを実施した（別添1-1参照）。</p> <p>平成24年度のセミナーは、これまでの実施要領を大幅に見直し、通訳言語を特定の言語に限定し、参加人数を例年より絞った上で実施した。通訳言語を限定することにより同じ通訳言語を使用する通訳人同士の間で、当該通訳言語国の法制度や文化的・社会的な背景等も踏まえつつ、当該言語の通訳に関する諸問題についてより深く活発な議論が行われた。</p> <p>また、セミナー開催に当たっては、セミナーに対する要望や通訳上の問題点等を参加者から事前にアンケートを実施・集計し、より実効的な内容となるよう事前準備を行った。そして、セミナーでは、事前アンケートで要望のあった刑事手続に関する近年の動向についての講義を行ったほか、ベテラン通訳人を講師に招き、その豊富な経験から捜査通訳上参考となる事例を講義してもらうなど、より充実したプログラムを実施した。</p> <p>さらに、平成23年度に好評であった検察官との座談会（分科会）を引き続き開催し、同じ通訳言語を使用する通訳人と検察官とで、通訳を行う上で疑問に感じる点や要望等につき意見交換を行った。</p> <p>このように、特定の言語に限定した上、より少人数で行うプログラムを実施することで、より専門的な知識等の習得につながる研修となり、通訳能力の向上を図るという目標をおおむね達成し、国内における外国人犯罪への適正な対処に資することができたといえる。</p> <p>なお、セミナー終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、セミナー参加者全員に対してアンケート調査を実施したところ、セミナーに参加した38名全員から回答を得ることができ、全員が、セミナーについて、「通訳人としての知識や能力の向上に役立った」旨回答した。このアンケート結果は、通訳人による主観的評価ではあるものの、通訳人がこれまで得ていなかった知識等をセミナーにより得ることができ、セミナーが参加通訳人の能力向上に役立ったと評価できる一要素であると考え（別添1-2、1-3参照）。</p> <p>加えて、セミナーの成果を全国で共有するため、通訳人と検察官の座談会において出された意見も含めて、その概要を取りまとめて各庁に情報提供した。各庁においてこれらの概要を各庁に登録された通訳</p>
------------------------	----------------	--

	<p>人にも情報提供することで、セミナーに参加しなかった通訳人の能力向上にも資すると考えられる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年11月27日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別添2-1参照）。</p> <p>同研修では、被害者保護のための諸制度についての説明のほか、犯罪被害者等基本計画における検察庁関連の施策や関係機関・団体等と連携した被害者支援のモデルケースや民間支援センターで行う支援等に関する講義を行った。</p> <p>また、刑事局職員等と研修員の間で、各庁における実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。</p> <p>研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名から回答を得ることができた（別添2-2、2-3参照）。</p> <p>その中で、71名（88.8パーセント）が、同研修について、「有意義である」と回答した。</p> <p>以上から、同研修内容は、被害者支援担当者に必要な知識・技能を習得させるものとなり、被害者支援担当者の対応能力の向上という目標をおおむね達成し、被害者支援担当者の育成を行ったと評価できる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成24年度は、検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットの内容を刷新して、全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、平成23年度に引き続き、広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。</p> <p>また、平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場における法教育の重要性が高まっているところ、平成24年度においては、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。</p> <p>広報活動の実施回数は1,135回であり、活動への参加人数は合計3万9,782人であった（別添3参照）。</p> <p>なお、広報活動終了後に参加者にアンケートを実施する場合もあり、その際出された意見や感想は、今後の広報活動をより充実したものとするための参考として活用している。</p> <p>以上から、検察活動の意義・役割について、国民に正しく理解してもらうための地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成し、一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知できたと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>検察庁における通訳人体制の充実・強化に取り組んだことにより、国内における外国人犯罪への適正な対処という目標の達成に寄与できた。特に、通訳人セミナーにおいては、実施要領の見直しにより、当該言語を母語とする被疑者の文化的特性や出身地域の特性など、従前に比べて、より専門的な知識の習得や情報の共有が可能となり、更に特化した通訳能力の向上を図ることができた。</p>

また、被害者支援担当者の育成に取り組んだことにより、職員の意識や対応技能の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援の充実に資することができた。

これらの通訳人や被害者支援担当者の研修を中央で行うことにより、全国均一な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに、より効果的かつ効率的な研修を実施することができた。特に、通訳人セミナーにおいては、通訳回数の多い大規模庁（東京）の通訳人を講師に招いて、捜査通訳上の参考事例等の講義等を行うことができた。また、捜査経験豊富な大規模庁（東京）の検察官を、多忙な中でも意見交換会に参加させることができ、さらには全国から多数の通訳人が一同に介し研修を行うための場所も確保することができた。一方、被害者支援担当者中央研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することができ、各庁間の情報共有が一層図られた。

さらに、一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等への協力や裁判員裁判への参加促進といった検察権の適正・迅速な行使のために必要な国民の理解や協力が得られるよう努めた。

平成24年度に刷新したパンフレットの内容は、従前のものに比べて、刑事事件の流れと検察庁の職員の関わりを詳細に説明しており、また、イラストの描き方や色合いなど細部にも工夫を凝らしたものであって、これを広報活動に利用したことにより、効果的かつ効率的に広報活動を実施することができた（別添4参照）。

こうした取組を通じて、外国人犯罪への対処や犯罪被害者の保護等を始めとする検察機能の強化を図ることができたといえる。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

国際化の進展に伴い外国人が関与する事件への対応の重要性が依然として高い上、取調べの適正に対する社会の関心が高まっていることから、外国人が関与する事件を適正に処理するためには通訳の正確性・公平性が担保されることが不可欠であるため、引き続き、捜査手続における通訳の正確性・公平性を全国統一的に確保する方策が必要である。また、本年度の通訳人セミナーにおけるカリキュラムを大幅に変更して実施したように、その内容を必要に応じて検討・見直しながら、セミナーを継続していくことが必要である。

被害者支援担当者中央研修については、研修実施後のアンケートの結果を見ても有効であると認められる。被害者支援は、犯罪被害者やその遺族の方々が受けた傷を少しでも癒やす手助けとなるとともに、犯罪被害者等を始めとする国民の刑事司法に対する信頼を確保するという点で大きな意義を有している。今後も被害者支援担当者の意識や対応能力の向上を目的として、引き続き同研修を実施する必要がある。

検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動については、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実に資するほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していくことが必要である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 通訳人セミナーについて、アンケートで有意義であるという回答が多い中で、一つの講義だけが「どちらともいえない」という回答が多いが、この結果を受けて、講義内容について改善をする必要があるのではないか。</p> <p>〔反映内容〕 一部の通訳人にとっては、既に独学等で習得済みの知識に関するものも含まれており新しい情報がなかったという面も考えられるが、そのような知識がなかった通訳人の方が多数を占めており、全体としては意義があったものと考えている。</p> <p>もっとも、講義の要否やその内容の改定等については、今後も参加者からのアンケート結果等を踏まえ、より充実したものとなるよう努めていきたい。</p> <p>イ〔意見〕 中国語、スペイン語、ポルトガル語の3つの言語のグループ構成について、3つのうち中国語だけが他の2つの言語と比べて法制度が相当かけ離れていると思うが、この3つの言語に絞った理由は何か。</p> <p>また、3つの言語ではなく、1つの言語に集中して、その言語の特性及びその国の特性を見据えたようなセミナーにした方がより効果的ではないか。</p> <p>〔反映内容〕 対象となる通訳言語を上記の3つとした理由としては、通訳人セミナーの開催は年1回のみであり、一度に多数の言語を取り上げるのは現実的ではないことから、平成24年度から分科会を言語別に開催することとし、初年度となる平成24年度は通訳回数等の多い3言語を選んで実施したものであり、他言語についても今後随時実施していく予定である。</p> <p>また、通訳人セミナーでは、各言語に分けて、その言語の特性及びその国の特性を見据えた分科会を行っているほか、各言語に共通して認識する必要のある事柄もあるため、一部共通して行っている講義もある。したがって、各言語の相互の関係性は問題としないと考えているが、今後も上記アンケート結果等を踏まえながら、より効果的なセミナーになるよう努めていきたい。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳人セミナー全体及び各講義等に関するアンケート調査結果は、刑事局公安課において保管している。 ・被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は、刑事局総務課において保管している。
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 災害時緊急連絡サービス等について執行実績を反映し、経費を削減したほか、旅費についても実績を反映し、経費を削減した。</p>
-----------	--

<p>担当部局名</p>	<p>刑事局総務課企画調査室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	--------------------	-----------------	----------------

*1 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等の保護，その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において，名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，犯罪被害者等の心身の状況，その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発，専門的知識又は技能を有する職員の配置，必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*2 「犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において，検察官，検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施，犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣，矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施，更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義，地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り，職員の対応の改善を進める。

*3 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3－4－⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

国際的な犯罪に的確に対処するため，通訳・翻訳担当職員の育成強化，有能な民間通訳人の確保等，国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-(6))

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(1)) (評価書78頁)					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	矯正施設における非常事態(暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態)に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故 ² の早期発見及び事態収束のため、刑事施設 ³ の総合警備システム ⁴ を更新整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,703,355	4,598,418	5,889,716	4,633,445
		補正予算(b)	0	1,895,655	1,950,792	—
		繰越し等(c)	△470	△1,198,120	△749,551	/
		合計(a+b+c)	4,702,885	5,295,953	7,090,957	
執行額(千円)	4,566,549	5,041,482	6,622,250			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第1条等⁵ ○ 矯正施設警備救援規程(平成14年3月25日法務大臣訓令)第9条等⁶ 					

測定指標	1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	平成24年度目標				
		各刑事施設において実施している各種訓練(警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等)、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、刑事施設職員の保安警備力の強化を図る。				
		施策の進捗状況(実績)				
	全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員(刑務官)を全国8か所に集合させた上、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な保安警備訓練を行った。					
参考指標	年度ごとの実績値					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	

	1 管区機動警備隊 集合訓練の実施 状況	実施 回数 (回)	8	7	8	7	8
		参加 者数 (人)	327	323	329	329	339
	2 訓練参加者に対するアン ケート（訓練を有意義と する回答）（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
			—	96.9	98.2	95.4	92.9

測定指標	2 総合警備システムの更新 整備施設	平成24年度目標値				
		12施設				
		実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		18	21	22	17	11

施策に関する 評価結果	<p>【指標1について】</p> <p>札幌及び仙台矯正管区は、平成24年10月1日から5日間、東京矯正管区は同年11月5日から5日間、名古屋、広島及び福岡矯正管区は、同年11月26日から5日間、大阪及び高松矯正管区は、同年12月3日から5日間、全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員（刑務官）計339名について、それぞれの矯正管区等が主体となり、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による暴動、騒じょう等を想定した上、非常時の訓練⁷を行った。あわせて、大型テント、浄水器、簡易トイレ、炊飯器等の防災用具の使用訓練も積極的に取り入れるなど、保安事故、激甚災害等に備えた実践的な訓練を行った。</p> <p>特に、東日本大震災が発生した際には、約9か月間にわたり約3,600名（延べ人員）の刑務官を被災地に派遣し、地元住民等への炊き出しなどの支援を行ったが、これまでこのような訓練を行っていなかったため、炊き出し方法が分からない隊員もいたことから、その教訓を活かし、炊き出し訓練等を積極的に行った。</p> <p>また、この訓練は、仮に刑事施設自体が被災した場合においても、被収容者への食事給与等は欠かせないものであることから、有事の際の保安警備の観点からも、非常に有意義な訓練であったと考える。</p> <p>さらに、消防訓練においては、消防士を、特別警備活動訓練においては、機動隊員である警察官をそれぞれ招へいするなど、実践的かつ実務的な訓練を実施した。</p> <p>管区機動警備隊集合訓練終了後の各隊員339名（ただし、訓練後に入院した隊員1名を除く。）に対するアンケートにおいても、「有意義で</p>
----------------	---

	<p>あった」旨を回答した者が92.9パーセントであった。</p> <p>以上のことから、同訓練が刑務官に多種多様な技能を身に付けさせるに値し、職員の保安警備力が強化され、刑事施設の保安警備体制の強化につながったことは明らかであり、非常事態発生時における警備・救援活動に従事する職員の能力の向上に役立ったと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備するとの目標において、本年度は、12施設について更新整備するところであったが、11施設の更新整備となった。</p> <p>これは1施設においては、建て替え工事が計画されていることから、急きょ、同システムを更新しなかったものであり、更新不必要であった施設以外の更新は全て行っているため、目標を達成したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>保安警備に関する各種訓練において、危機場面における対策のほか、刑事施設における通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法をきめ細かく指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する場面においても、同訓練で習得してきたことを、実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑務官にも伝達するなどして共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、有効かつ効率的に刑事施設の保安警備体制の充実・強化を図っているといえる。</p> <p>さらに、同訓練における宿泊先は、刑事施設に付設される体育館や、冬期であるにもかかわらず、野外にテントを張り、いわゆる宿営地的な場所において、心身共に、非常に厳しい訓練を行っているとともに、専門家を招へいするなどし、短期かつ集中的に刑事施設の中核を担う刑務官に技能を付与している。</p> <p>刑事施設の総合警備システムの更新整備により監視カメラの性能が高まった結果、これまで得られなかった夜間の視認性が高くなったり、工場等における死角がなくなるなどした。これにより、多数の職員を配置して警備せずとも、外部侵入者の早期発見、被収容者による不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束を有効かつ効率的に行えるようになった。</p> <p>以上から、いずれの取組内容についても、矯正施設の適正な管理運営の維持に資するものといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>刑事施設においては、「被収容者の身柄の確保」、「保安事故の防止」及び「規律秩序の維持」を目的として、国の治安及び平穏な国民生活を確保する最後の砦として、厳重な保安警備体制が要請されており、何よりも平穏な状態を維持することが重要である。仮に、保安事故が発生したとしても、いち早く、平時の状態に回復することが刑事施設あるいは勤務する刑務官に求められている。</p> <p>一度、大きな保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための各種訓練等を充実させ、あらゆる危機場면을想定して、物的人的の両面から刑事施設における</p>

	<p>保安警備体制の構築を図ることは重要な意義があるといえる。</p> <p>これらのことから、引き続き、保安警備体制の向上のため、あらゆる方策を導入して刑事施設の安定的な施設運営に資するよう施策を実施していく必要がある。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 平成24年度予算は、当初及び補正を合わせて約78億円であり、対前年度比で大幅増となっているが、訓練数が増えたわけではなく、総合警備システムの整備施設数も特に多くなっていないが、大幅増になっているのはなぜか。</p> <p>〔反映内容〕 平成24年度補正予算で整備した総合警備システムについては、更新整備が完了するのが平成25年度にずれ込んでいたことから、実績値は平成24年度分ではなく、平成25年度分として計上されることになる。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 矯正総合情報通信ネットワークシステム用サーバの再リース契約の見直しを行い、経費削減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>矯正局成人矯正課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称

*2 「保安事故」

逃走、自殺、火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案

*3 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所を総称する名称

*4 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*6 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第9条 管区機動警備隊は、・・・非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*7 「非常時の訓練」

非常動員赴援訓練、暴動・騒じょうに対する訓練、捕縄、手錠及び拘束衣の使用訓練、拳銃使用訓練、警備用具使用訓練（大型催涙弾発射機等）、消防訓練、救急法、総合防災訓練、特別警備活動訓練、研究討議（逃走事故発生時の初動体制等）

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (7))

施策名	矯正施設 ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)) (評価書84頁)					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	50,869,290	48,572,693	49,157,463	47,713,566
		補正予算(b)	△202,583	1,465,082	△283,684	—
		繰越し等(c)	△65,618	65,618	0	
		合計(a+b+c)	50,601,089	50,103,393	48,873,779	
執行額(千円)	49,891,312	49,195,554	48,267,301			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第84条等² ○少年院法(昭和23年法律第169号)第4条等³ ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)第2-2-⑤⁴ ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(1)③⁵ ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定)2-(2)⁶ ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)就労の確保⁷ 					

測定指標	1 刑事施設 ⁸ における職業訓練の充実度(受講者数, 受講率, 修了者数, 資格・免許等の取得者率)	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		職業訓練受講者数(人)	3,101	2,917	2,745	2,616	3,101
職業訓練受講率(%)	5.00	4.30	4.10	4.10	5.00	5.50	

	職業訓練の修了者数 (人)	2,647	2,513	2,343	2,248	2,647	2,883
	資格・免許等の取得者 率(%)	88.4	85.8	86.5	87.4	88.4	87.1

測定指標	2 刑事施設における就労支援スタッフ*9等による就労支援実施人員の割合(%)	平成24年度目標値					
		対前年増					
		基準値	実績値				
		23年	20年	21年	22年	23年	24年
		10.9	5.0	6.9	9.2	10.9	10.3
	参考指標	実績値					
	就労支援実施人員(人)	20年	21年	22年	23年	24年	
		1,576	2,093	2,720	3,128	2,829	

測定指標	3 少年院における就労支援実施人員の割合(%)	平成24年度目標値					
		対前年増					
		基準値	実績値				
		23年	20年	21年	22年	23年	24年
		19.2	22.9	23.5	23.8	19.2	19.9
	参考指標	実績値					
	1 就労支援スタッフによる面接等受講人数(延べ人員である。)(人)	20年	21年	22年	23年	24年	
		—	—	3,955	5,163	5,269	
	2 少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合(%)	20年	21年	22年	23年	24年	
		72.5	69.3	69.5	70.8	70.4 (速報値)	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>PFI 刑務所を除く刑事施設において、積極的に職業訓練の充実を目標としてきたところ、平成24年度は前年度実績に対し、職業訓練受講者数で147人、受講率で0.5ポイント、修了者数で236人上回る結果と</p>
----------------	---------	---

なった。資格・免許等の取得者率は、1.3ポイント下回る結果となったが、職業訓練受講者数及び職業訓練受講率の増加に伴い、資格・免許取得者数は、前年度を上回る結果となっている。

なお、PFI刑務所は、その他の刑事施設と異なり、民間業者が職業訓練の実施主体であることから、両者を区別して取り扱っている。

【指標2について】

各刑事施設において、平成24年度も様々な就労支援策を実施してきたが、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合は、目標値とした前年実績である10.9パーセントを0.6ポイント下回る結果となった。

要因の一つとして考えられることは、平成23年度から取り組んでいる重点的な就労支援により、入所後早期から計画的に就労支援を受ける者が増え、一人当たりにかかる就労支援の時間数が増えている一方、支援に当たる職員数には限りがあるため、平成24年において就労支援をより必要とする者を優先して支援したことが挙げられる。非常勤職員である就労支援スタッフが支援できる時間は限られていることから、就労支援実施人員を増加させるには、刑事施設内の分類、教育、処遇等の各部署が連携し、効率的に就労支援を実施する必要があると考える。

【指標3について】

平成24年度においても各少年院で就労支援施策を実施したところ、目標値である19.2パーセントを、0.7ポイント上回る結果となった。

以上3つの指標のうち、一部指標については目標値を下回る結果となっており、今後も、当該指標に係る取組を中心に充実を図る必要があるものの、総合的に見て矯正施設の各種取組は出所（院）後の就労に資するものと言えることから、職業訓練、職業補導、就労支援等の充実により出所（院）後の就労の安定を図るという目標はおおむね達成できたと評価できる。

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

被収容者の出所後の就労に資するよう、刑事施設では、職業訓練、就労支援スタッフ等による就労支援等に取り組み、公共職業安定所及び保護観察所と連携した刑務所出所者等総合的就労支援対策を積極的に活用するとともに、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として実施している全ての職業訓練のカリキュラムに社会常識等を付与する講義を盛り込んだ。

職業訓練については、平成24年度、精神等に障害を有する受刑者を対象とした窯業科を医療刑務所等に新規開設したほか、既存の農業園芸科を拡大するなど、職業訓練を受講する機会を増加させた。さらに、各種協議会等において、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業としての職業訓練の有効性を説明するなどし、職業訓練の受講定員に対する受講者数の充足を図り、定員割を防止するよう刑事施設へ働きかけた。これらの取組により、職業訓練の拡充が図られたと考えられる。

就労支援については、全出所者に占める支援実施人員の割合が前年比減となっているものの、出所時期等を考慮した上で、就労支援を希望する者のほぼ全てに対して、就労支援スタッフ等による就職に関する相談や就職活動に必要なマナーやスキルの指導、履歴書の書き方の指導、求人情報の提供等の支援を実施しており、在所中又は出所後間

	<p>もなく就職先を確保できた事例が見られた。</p> <p>少年院における就労支援の実施人員の割合が、基準値を0.7ポイント上回った要因としては、ハローワークを始めとする関係機関との協働による就労支援の成功事例を全国の少年院に紹介し、就労支援の積極化を促した効果が現れたことが考えられる。成功事例には、在院者を外出させて就職面接を受けさせた事例や、ハローワークとの入念な調整により在院者の適性と希望に適した就労先を見付けることができた事例があった。</p> <p>以上から、職業訓練の拡充や、就労支援の充実等、就労に資する処遇を実施したことにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に寄与したと評価できる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>矯正施設における就労支援対策は、再犯率の増加とともに関心が高まっており、「再犯防止に向けた総合対策」にも掲げられているように重要な政策課題の一つでもあることから、今後もその拡充を図る必要がある。</p> <p>そこで、刑事施設における職業訓練においては、受講率が5.5パーセントにとどまっている現状を踏まえ、引き続き、職業訓練の拡大・拡充を図り、受講定員を引き上げ、受刑者の職業訓練受講の機会を増やすとともに、受刑者に対し、出所後の就労に資する作業として職業訓練の有用性を説明するなどして受講率の向上を図る。それにより、「再犯防止に向けた総合対策」として平成23年度実績に対して、平成34年度までに受講率を5パーセント向上させることを目標とする。</p> <p>就労支援については、平成25年度にキャリアコンサルタント等就労の専門家である就労支援スタッフの配置施設を増やし、支援体制の充実及び就労支援対象者の拡大を図っている。また、分類、教育、処遇等の各部署が連携して就労に役立つ訓練、指導等就労支援の内容を充実させ、引き続き支援対象者の拡大を図っていく。</p> <p>少年院においても、原則として全在院者を対象として、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のため就労支援に取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行っている。</p> <p>今後も在院者に対して入院早期から就労に向けた動機付けを高める指導を行うとともに、就労支援制度を活用した成功事例を在院者、保護者に紹介することにより、就労支援の積極的な活用を促す。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 (法務省24-(8)の施策との比較において)職業訓練受講者数と資格・免許等の取得者数を比べた場合、資格・免許等の取得者数について、一般の刑務所では多く、PFI施設においては、少ないとの印象を受けるが、その違いは何か。 〔反映内容〕</p>
------------------------	--

国が主体となって実施するものか、民間委託等を活用して実施するものかにより、その訓練内容は異なっている。

一般の刑事施設においては、社会の雇用ニーズに即し、かつ出所後の就労に資する資格や技能等を取得できる訓練科目の拡充を図っており、職業訓練受講者数に対し、資格取得者数が上回っているのは、一人で複数の資格等を取得している者がいるためである。

他方、PFI刑務所においては、資格・免許等の取得に直接つながらないものの、ビジネススキル等を付与する職業訓練を幅広く実施していることから、受講数と資格・免許等の取得者数を比較した際には、PFI刑務所が少ない印象を与えているものと思われる。

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「受験結果報告書」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「刑事施設における就労支援スタッフ等による就労支援の実施状況」 (矯正局成人矯正課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成24年12月31日) ・「少年院における刑務所出所者等就労支援事業の実施状況」 (矯正局少年矯正課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成24年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成人矯正統計年報」※24年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html]) ・「少年矯正統計年報」※24年の数値は速報値 (法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>受刑者就労支援体制等の充実については、職業訓練の効果の調査方法を検討するとともに、社会のニーズ等に応じた職業訓練種目の見直しを行い、経費削減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年 8月</p>
--------------	---------------------------	-----------------	-----------------

*1 「矯正施設」

刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)」

(矯正処遇)

第84条第1項 受刑者には、矯正処遇として、第92条(懲役受刑者の作業)又は第93条(禁錮受刑者等の作業)に規定する作業を行わせ、並びに第103号(改善指導)及び第104条(教科指導)に規定する指導を行う。

*3 「少年院法(昭和23年法律第169号)」

(矯正教育)

第4条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え規律ある生活のも

とに、左に掲げる教科並びに職業訓練の補導、適当な訓練及び医療を受けるものとする。

(以下略)

*4 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）」

第2-2-⑤

刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し、入所中から就労意欲の喚起を促すとともに、雇用情勢に応じた職業訓練を実施する。また、一般の職業訓練施設と連携するなどして、職業訓練を含めた刑務作業の質の向上を図る。さらに、刑務所、保護観察所等と公共職業安定所とが連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、試行雇用制度の活用等の刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*5 「子ども・若者ビジョン（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）」

第3-2(1)③

(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*6 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月再犯防止対策ワーキングチーム決定）」

2-(2)

矯正施設（刑務所・少年院）入所（院）中から出所（院）後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、平成23年度から実施している雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う取組（更生保護就労支援モデル事業）について、適切な効果検証を行い、効果的な就労支援対策を推進する。

また、法務省と厚生労働省とで連携して実施している刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層推進していくことにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。刑務所出所者等の雇用に理解を示す企業との連携を強化し、矯正施設（刑務所・少年院）において当該企業が求める人材を育成して出所（院）後の就労に直接結び付ける取組につなげるなど、企業ニーズに沿った人材育成体制を構築する。

*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力で推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*8 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*9 「就労支援スタッフ」

キャリアコンサルタント等専門的な立場から、受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行い、就労支援を行う者

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (8))

<p>施策名</p>	<p>矯正施設^{*1}の適正な運営に必要な民間委託等^{*2}の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(3)) (評価書91頁)</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>高率収容等に伴う職員の業務負担を軽減するとともに、矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に資するため、民間委託等を実施する。</p>																																			
<p>達成すべき目標</p>	<p>P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。</p>																																			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>14,666,946</td> <td>15,355,682</td> <td>15,704,682</td> <td>15,685,604</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>△159,510</td> <td>△180,454</td> <td>△116,457</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>14,507,436</td> <td>15,175,228</td> <td>15,588,225</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>14,380,153</td> <td>15,083,970</td> <td>15,497,223</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,666,946	15,355,682	15,704,682	15,685,604	補正予算(b)	△159,510	△180,454	△116,457	—	繰越し等(c)	0	0	0		合計(a+b+c)	14,507,436	15,175,228	15,588,225		執行額(千円)	14,380,153	15,083,970	15,497,223					
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	14,666,946	15,355,682	15,704,682	15,685,604																															
	補正予算(b)	△159,510	△180,454	△116,457	—																															
	繰越し等(c)	0	0	0																																
	合計(a+b+c)	14,507,436	15,175,228	15,588,225																																
執行額(千円)	14,380,153	15,083,970	15,497,223																																	
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）</p>	<p>○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）^{*3} ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）^{*4} ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）^{*5} ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）^{*6} ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）^{*7} ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告） 2- (2) 【就労支援対策の充実強化】^{*8} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3-2- (2) 就労の確保^{*9}</p>																																			
<p>測定指標</p>	<p>1 P F I 刑務所^{*10}における職業訓練の充実</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="702 1559 1398 1637"> <p>平成24年度目標</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1637 1398 1794"> <p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1794 1398 1872"> <p>施策の進捗状況（実績）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="702 1872 1398 2000"> <p>実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p> </td> </tr> </table>				<p>平成24年度目標</p>	<p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p>	<p>施策の進捗状況（実績）</p>	<p>実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p>																											
<p>平成24年度目標</p>																																				
<p>P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。</p>																																				
<p>施策の進捗状況（実績）</p>																																				
<p>実施対象施設において、受刑者に対して職業訓練を実施し、様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。</p>																																				

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 職業訓練受講者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,597	5,668	9,350	7,769	11,430
2 職業訓練受講率（％） * 職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（％）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	41	136	185	160	217
3 職業訓練修了者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	1,630	5,099	9,637	7,357	9,205
4 資格・免許等の取得者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	413	1,061	1,326	1,370	1,287

測定指標	2 職業フォーラム ^{*1} の活用	平成24年度目標				
		公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*12} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。				
		施策の進捗状況（実績）				
		実施対象施設において、実施内容を充実させるため、受刑者のニーズ等に合わせた形に実施方法を変更した上で職業フォーラムを実施した。具体的には、平成23年度においては、実施希望者に対して企業概要等の説明を実施していたところ、平成24年度においては、全受刑者を対象とし、企業概要等について映像視聴の方法により複数回説明を実施した。さらに、希望した者について、個別に各企業から直接の詳細説明及び質疑応答を実施した施設がある。				
	参考指標	実績値				
1 実施回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	3	3	
2 参加受刑者数（人） * 平成24年度の参加受刑者数は、個別説明に参加した	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	—	—	—	134	84	

人数を計上している。						
------------	--	--	--	--	--	--

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標 1 について】</p> <p>P F I 手法を活用して職業訓練を実施している 4 施設において、比較的求人上位の 11 業種について職業訓練科目として設定し、約 40 種目の訓練科目について職業訓練を実施した。実施した職業訓練が該当すると想定される業種の新規求人数は、全新規求人数の 73.0 パーセントを占めている。</p> <p>職業訓練の実施状況について見ると、受講者数、受講率及び修了者数は前年度を上回り、職業訓練受講者数及び職業訓練受講率は過去 5 年間で最多となった。資格・免許等の取得者数は前年度を下回る結果となったが、資格・免許等の合格率は前年度 85.0 パーセントから 88.2 パーセントと 3 ポイント上がっている。</p> <p>また、受刑者の出所後の就労に資するべく、全受刑者を対象とした P C 操作や簿記など職業人としての基礎的スキルの付与を目的とする訓練科目を 7 種目設け、計 9,107 名の受刑者に同訓練を実施した。</p> <p>このように、雇用情勢に応じた職業訓練を幅広く実施しており、様々な職業の技術や知識を受刑者に習得させることができた。</p> <p>【指標 2 について】</p> <p>職業フォーラムについて、平成 23 年度は、実施希望者に対して企業概要等の説明を実施していたが、より内容を充実させるため、平成 24 年度は、受刑者のニーズ等に合わせた形に変更し、全受刑者を対象として、企業概要等について映像視聴の方法により複数回説明を行った。</p> <p>また、職業フォーラム実施後に、効果測定を行うとともに、今後の実施方法の検討に資するため、平成 24 年度から個別説明に参加した 84 名全員にアンケート調査を実施した。その中で、64 名（76.2 パーセント）が、同フォーラムについて「大変よかった」、「よかった」と肯定的な回答をしていた。さらに、同フォーラムに参加して得られたことに関する質問に対しても、75 名（89.3 パーセント）が「受刑者であっても、出所後に雇用してくれる企業があることが分かり、社会復帰のため一生懸命頑張ろうと思った。」と回答していた。</p> <p>これらのことから、受刑者の就労に係る出所後の社会生活上の不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うための職業フォーラムを実施したといえる。</p> <p>以上から、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図るとい目標を達成できたと評価できる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>受刑者に資格・免許等を取得させることで出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資するため、刑事施設¹³において職業訓練を積極的に実施している。特に P F I 刑務所においては、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人としての基礎的スキルの付与を目的とした訓練科目や、雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成 24 年度における職業訓練受講者数等の数値が前年度を大きく上回り、うち 2 項目について過去 5 年間で最多となり、資格・免許等の合格率が上がったことは、</p>

	<p>官民間で調整を図り、被収容者の特性等に留意して職業訓練の充実・強化を図った成果であると評価できる。</p> <p>また、職業フォーラムは、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施している。開始したばかりの取組であり、実施しながらその方法を検証し、改良を加えている状況であるが、アンケート結果から、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に少なからず一定の効果があったものといえる。そして、職業フォーラムを活用することにより、被収容者の特性等に留意した就労支援対策の充実・強化につながるものとする。</p> <p>以上のことから、民間委託等によるこれらの取組が、職員の業務負担の軽減はもとより、矯正処遇の充実、矯正施設の適正な運営に寄与したものといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）において、取組の方向性の一つとして、「就労支援対策の充実・強化」が掲げられており、PFI刑務所等において、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施することが求められている。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても「就労の確保」として、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うこととされている。加えて、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化することとされている。</p> <p>そこで、PFI刑務所においては、民間事業者と協力し調整の上、民間のノウハウやアイデアを大いに活用し、雇用情勢に応じた幅広い職業訓練を引き続き実施することで、資格・免許等の取得割合の向上を図る必要がある。</p> <p>また、職業フォーラム実施後のアンケート結果によると、全体の75.0パーセントに当たる63名が、今後も「参加を希望する」と回答していることから、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施施設においては、引き続き職業フォーラムの実施方法、内容等を深く検証し、就労支援スタッフ等との連携を図りつつ、同取組の更なる効果的な運用を促す。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 測定指標1において、受講者数や修了者数は増加しているが、資格・免許等の取得者数は増加していないことをどうとらえているか。 〔反映内容〕
-----------------	---

	<p>資格・免許等の合格率は、前年度に比べ上がったことで、平成24年度の取組に一定の効果があつたものと評価しているところ、御指摘の点は今後の検討課題としたい。</p> <p>イ〔意見〕</p> <p>（法務省24-（7）の施策との比較において）職業訓練受講者数と資格・免許等の取得者数を比べた場合、資格・免許等の取得者数について、一般の刑務所では多く、PFI施設においては、少ないとの印象を受けるが、その違いは何か。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>国が主体となって実施するものか、民間委託等を活用して実施するものかにより、その訓練内容は異なっている。</p> <p>一般の刑事施設においては、社会の雇用ニーズに即し、かつ出所後の就労に資する資格や技能等を取得できる訓練科目の拡充を図っており、職業訓練受講者数に対し、資格取得者数が上回っているのは、一人で複数の資格等を取得している者がいるためである。</p> <p>他方、PFI刑務所においては、資格・免許等の取得に直接つながらないものの、ビジネススキル等を付与する職業訓練を幅広く実施していることから、受講数と資格・免許等の取得者数を比較した際には、PFI刑務所が少ない印象を与えているものと思われる。</p> <p>なお、PFI刑務所においては、資格・免許等の合格率が昨年度から3ポイント上昇していることや施設数自体に比して職業訓練受講者数が多い点で平成24年度の取組に一定の効果があつたものと評価している。</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業訓練実施報告」 （矯正局成人矯正課、対象期間：平成20年4月1日～平成24年3月31日） ・職業フォーラムについてのアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。 ・「一般職業紹介状況（平成25年2月分）」（厚生労働省ホームページ〔http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002y42w.html〕）
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービス

の提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*4 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*6 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*7 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成24年7月20日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*8 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

2-（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3-2-（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*11 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

*13 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-9)

<p>施策名</p>	<p>保護観察対象者等^{*1}の改善更生等 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(1)) (評価書100頁)</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。</p>												
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・ 保護観察対象者の就労支援を強化することによって、保護観察対象者の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・ 更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施することによって、自立が困難な刑務所出所者等を保護し、その自立更生を促進する。 ・ 民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを促進する。 												
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>								
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>11,700,654</p>	<p>11,828,175</p>	<p>11,510,347</p>	<p>11,414,545</p>								
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>247,124</p>	<p>△203,417</p>	<p>—</p>								
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>△13,796</p>	<p>△46,604</p>	<p>192,400</p>									
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>11,686,858</p>	<p>12,028,695</p>	<p>11,499,330</p>									
<p></p>	<p>執行額(千円)</p>	<p>10,353,988</p>	<p>11,021,208</p>	<p>11,005,197</p>									
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法(平成19年法律第88号)^{*2} ○更生保護事業法(平成7年法律第86号)^{*3} ○犯罪から子どもを守るための対策(平成22年12月14日犯罪対策閣僚会議報告)^{*4} ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)^{*5} <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保 ・ 第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化 ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*6} <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3-2社会における「居場所」と「出番」を作る ・ 第3-2-(1)住居の確保 ・ 第3-2-(2)就労の確保 ・ 第3-4広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する 												
<p>測定指標</p>	<p>1 性犯罪者処遇プログラム^{*7}受講者において、受講後、問題性^{*8}の程度が低下したと認められる者の割合(%)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">平成24年度目標値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">91.0%</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>実績値</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				平成24年度目標値		91.0%		基準値	実績値		
平成24年度目標値													
91.0%													
基準値	実績値												

	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	91.3	86.9	91.3	90.2	89.9	90.6

測定指標	2 保護観察終了者に占める 無職者の割合	平成24年度目標値						
		対前年減						
		基準値	実績値					
		23年	20年	21年	22年	23年	24年	
		無職者の割合 (%)	24.1	19.8	23.7	24.2	24.1	24.0
		(無職者数) (人)	8,926	8,104	9,319	9,110	8,926	8,873
	参考指標	実績値						
	協力雇用主 ^{*9} の数 (※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの)	21年	22年	23年	24年	25年		
		7,749	8,546	9,346	9,953	11,044		
	完全失業率 ^{*10} (%) (※年平均)	20年	21年	22年	23年	24年		
	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3			

	3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	平成24年度目標				
		行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保する。				
		施策の進捗状況 (実績)				
		更生保護施設における薬物事犯者を含む保護観察対象者等の受入れを促進した。 自立準備ホーム ^{*11} の登録事業者を拡充した。				
	参考指標	実績値				
	全更生保護施設における年間収容保護人員 (人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	9,708	9,668	9,991	10,538	10,587 (速報値)	

自立準備ホームの登録事業者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	—	—	—	166	236
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	—	—	—	799	1,181

測定指標	4 犯罪予防活動への協力（犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募）学校数（校）	平成24年度目標値					
		8,000校以上					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		7,837	6,709	7,081	7,842	7,837	8,580

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>性犯罪者処遇プログラム（以下「プログラム」という。）では、性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足など、プログラム実施対象者の問題性の程度を点数化している。プログラム受講前後の評点を比較して、評点が低下し問題性が改善していると見なされた者の割合が、平成20年度以降で最も高い平成21年度（91.3パーセント）を参考に、全体の91パーセントとなることを目標値としているところ、平成24年度は90.6パーセントであり、目標値を下回る結果となった。</p> <p>しかし、約9割の者が受講後に評点が低下していることから、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、その受講者の問題性の改善や再犯防止に一定の効果を上げており、プログラムを効果的に実施するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>保護観察終了者に占める無職者の割合については、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であることから、対前年減として目標値を設定しているところ、全体で対前年比0.1ポイント減となり目標値を上回った。</p> <p>社会全体の雇用情勢が依然として不透明であることに加え、保護観察対象者の中には、その前歴等のため就職が困難な者が多いという状況において目標値を上回ったことは、保護観察対象者に対する就労支援対策が一定の効果を上げているものと評価でき、保護観察対象者の就労支援を強化するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>行き場のない保護観察対象者等について、応急の救護又は更生緊急保護として、宿泊場所の供与等を委託するに当たり、薬物事犯者を始めとする自立困難者を更生保護施設が受け入れた場合における委託費</p>
------------	---------	---

	<p>への加算措置を導入し、これらの者の受入れを促進した結果、全更生保護施設及び全自立準備ホームにおける年間収容保護人員は、それぞれ合計で10,587人、1,181人であり、いずれも対前年度増となっている。</p> <p>また、自立準備ホームについては、各保護観察所において、保護観察や生活環境の調整を実施するに当たって連携した実績のある事業者や、関係機関を通じて情報提供を受けた事業者に対して登録を働きかけるなどの方法により、登録事業者の拡充を進めたことで、登録事業者数は236人となり、対前年度増となっている。</p> <p>これらのことから、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図り、その生活基盤を確保したといえ、更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>【指標4について】</p> <p>犯罪予防活動への協力（犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募）学校数については、引き続き増加を目指す趣旨で8,000校以上を目標値としているところ、平成24年度は8,580校となり目標値を上回った。</p> <p>犯罪予防をテーマとした作文コンテストは、学校における犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司と学校との連携を図り、更生保護活動への理解を働きかけるものである。</p> <p>本指標が目標値を上回り、平成23年度と比較して743校増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解を促進したといえるから、民間の犯罪予防活動を推進するという目標を達成したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>プログラムは、その受講者の問題性の改善や再犯防止に一定の効果を挙げていると評価できるものの、2年連続で目標値の91パーセントに達していないことから、受講前後における評点の変化を更に分析した。その結果、対人関係スキルなどについて改善の効果が低いという傾向が見られたので、今後、こうした問題性の改善に有効な方策等について検討する。</p> <p>また、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援に加え、平成23年度からは一部の保護観察所において、就労確保から職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施した結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が減少した。昨今の経済社会情勢の影響から、保護観察対象者の就労にも厳しい状況が続いている中でのこの結果は、就労支援対策が一定の効果を挙げているものと評価できる。</p> <p>次に、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、行き場のない刑務所出所者等への宿泊場所の供与等を積極的に委託し、一時的な住居を提供するとともに、職業補導や退所先の調整等、自立に向けた支援を行うことによって、これらの者の再犯防止及び改善更生を図った。特に、更生保護施設については、更生保護施設整備事業補助^{*12}を適切に実施した結果、収容定員の増加、居室の個室化、建物のバリアフリー化等、施設の機能が維持・強化され、目標を達成することができたものと考えている。また、自立準備ホームについては、登録事業者の</p>

	<p>拡充を進めたことにより、ホームレス支援を行う事業者や、薬物依存症リハビリテーション施設等を新たに登録し、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入先を確保した。</p> <p>さらに、犯罪予防をテーマとした作文コンテストについて、応募作品数が平成24年度は249,552件で平成23年度と比較して24,460件増加している。また、本コンテストを通じて学校と保護司等との連携が進んだ結果、児童生徒に対して保護司が行う薬物乱用防止・非行防止教室の実施回数が平成24年度は1,282件となり、平成23年度から53件増加している。</p> <p>上記のことから、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇の実施、就労支援の強化、更生保護施設等を活用した自立支援の実施等を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪や非行のない地域社会作りを促進したといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>プログラム終了後においても、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護が引き続き行われるところ、評点の結果を踏まえて処遇を実施するなど、保護観察処遇の充実を今後も推進する。</p> <p>次に、昨今の厳しい経済雇用情勢のため刑務所出所者等の就労が困難であることなどから、依然として保護観察終了者に占める無職者の割合が高水準で推移しており、就労支援及び就労先の確保の重要性が高い状況にある。そのため、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進するとともに、矯正施設収容中から就労後の職場定着に至るまでの継続的かつきめ細かな支援を実施する事業を引き続き実施し、就労支援に係る対策を充実させる。また、民間の事業主である協力雇用主を積極的に開拓するとともに、ソーシャル・ファーム^{*13}による刑務所出所者等の継続雇用・職場定着を促進し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する。</p> <p>併せて、刑事施設等を出所した後の生活基盤がなく、自力では改善更生が困難な者の数は依然として高水準で推移していることから、引き続き更生保護施設等における受入れを積極化するとともに、自立準備ホームの拡充を図り、行き場のない保護観察対象者等の多様な受入先を確保する。</p> <p>さらに、犯罪や非行のない地域社会作りには、学校と連携した非行防止活動が有効であることを踏まえ、保護司がさらに効果的な連携活動を展開できるよう保護司活動に対する支援を行うことで、引き続き協力学校数の拡大を図っていく。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 保護観察終了者に占める無職者の割合について、0.1ポイント減となり目標値を上回ったということから目標を達成したと評価しているが、その結果のみで評価してい
-----------------	---

	<p>いのか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>評価の理由を追記した。</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」 (保護局観察課, 対象期間: 平成24年4月～平成25年3月) ・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課, 対象期間: 平成20年4月1日～平成24年3月31日) ・「“社会を明るくする運動” 作文コンテストの実施結果」 (保護局更生保護振興課, 平成24年1月1日～平成24年11月30日)
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>職員の出張頻度や物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。</p> <p>なお、平成24年度公開プロセスの結果等を踏まえ、効果的な活動の在り方について見直しを図っている。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>更生保護振興課, 観察課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
--------------	---------------------	-----------------	----------------

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者, 更生緊急保護対象者

*2 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

*3 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*4 「犯罪から子どもを守るための対策（平成22年12月14日犯罪対策閣僚会議報告）」

保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。

*5 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

- ・第2-2-④刑務所出所者等の就労先の確保

地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。

- ・第2-2-⑧保護観察における処遇の充実強化

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対

策を推進する。

*6 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1)住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2)就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*7 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム

法務省ホームページ〔http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/52/nfm/n_52_2_6_4_4_2.html〕を参照

*8 「(性犯罪者処遇プログラム受講者の)問題性(評点)」

性犯罪に結び付く問題性(性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等)を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*9 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*10 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者(①仕事がなくして調査週間中に少しも仕事をしなかった(就業者ではない)、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)の三つの条件を満たす者)の割合を指す。

*11 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*12 「更生保護施設整備事業補助」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するもの。平成24年度は、5件に対し補助を行った。

*13 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-(10))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(2)) (評価書108頁)					
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。					
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	246,095	260,383	270,912	262,876
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	△2,575	2,575	0	
		合計(a+b+c)	243,520	262,958	270,912	
執行額(千円)	197,306	194,067	213,776			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。) ^{*2}					

測定指標	精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定 ^{*3} (医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。)を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者(以下「期間満了者」という。)の数の割合(%)	平成24年度目標値					
		19.0%以上					
		基準値	実績値				
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		13.1	13.1	18.4	20.5	21.9	26.3
		(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)(人)	40	50	56	50	57
(期間満了者数)(人)	21	62	87	109	141		
(精神保健観察事件年間取扱件数)(件)	466	608	699	725	754		

参考指標	実績値				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議 ^{*4} ）の開催回数（回）	—	1,978	2,178	2,505	2,673

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合を測定指標とし、基準年度は、医療観察法施行初年度（平成17年度）に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定している。</p> <p>また、本制度が医療観察法施行後7年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が今後大きく変動することがあり得るため、基準年度から前年度までの4年間（平成20年度から平成23年度まで）の実績値の平均値である19.0パーセント以上を平成24年度の目標値とした。</p> <p>平成24年度の実績値は26.3パーセントと目標値を超えており、参考指標であるケア会議の開催回数も増加している。</p> <p>社会復帰の準備が整ったと認められる医療観察対象者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けるに至っている。</p> <p>また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要が認められなくなった者である。</p> <p>このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者の割合が増加したことから、関係機関の緊密な連携の下、医療観察対象者について、精神保健観察を適正に実施するなどして、一般精神科医療等への移行を図るという目標を達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促進するため、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」に取り組んでいる。</p> <p>これを関係機関が適正かつ円滑に実施していくために、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定めており、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。さらに、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議を実施して、医療観察対象者に関する情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関の緊密な連携の確保に努めている。</p> <p>処遇終了決定を受けた者及び期間満了者の割合が増加しているとおり、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図ったことにより、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されたということができ</p>

	<p>る。</p> <p>また、ケア会議の開催回数が毎年度増加しているとおり、関係機関の緊密な連携の確保が図られており、関係機関の協力体制の整備が進んでいると考えられ、地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施の確保に寄与したと評価できる。</p> <p>したがって、本取組内容は、施策の目標である医療観察対象者の社会復帰の促進に有効であり、かつ、着実にその成果が現れているといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>施策の基本目標は着実に達成されているものと考えられることから、今後更に関係機関の連携を確保する方策について検討するなどし、地域社会における処遇の充実強化を図る。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
--------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合に関するデータは、保護局総務課において保管している。 ・地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数に関するデータは、保護局総務課において保管している。
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>物品の調達数量等について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費を削減した。</p>
----	--

担当部局名	保護局総務課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	----------	---------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする（第1条第1項）。

*3 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (11))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)) (評価書113頁)</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。</p>																																			
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況¹を明らかにし、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分²を適正かつ厳格に実施する。 ・ 公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 																																			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>2,322,901</td> <td>2,152,183</td> <td>2,101,300</td> <td>2,092,976</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>13,612</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>2,322,901</td> <td>2,165,795</td> <td>2,101,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円)</td> <td>2,297,468</td> <td>2,150,191</td> <td>2,092,931</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,322,901	2,152,183	2,101,300	2,092,976	補正予算(b)	0	13,612	0	—	繰越し等(c)	0	0	0		合計(a+b+c)	2,322,901	2,165,795	2,101,300		執行額(千円)	2,297,468	2,150,191	2,092,931					
区分	22年度	23年度	24年度	25年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,322,901	2,152,183	2,101,300	2,092,976																															
	補正予算(b)	0	13,612	0	—																															
	繰越し等(c)	0	0	0																																
	合計(a+b+c)	2,322,901	2,165,795	2,101,300																																
執行額(千円)	2,297,468	2,150,191	2,092,931																																	
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条³ ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条⁴ ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）（以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条⁵ ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） <ul style="list-style-type: none"> 第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等 ○カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）⁷ ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）⁸ <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化 ・ 2-(2)-② その他の情報収集機能の強化 ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6 テロの脅威等への対処 <ul style="list-style-type: none"> 4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 4-② カウンターインテリジェンス機能の強化 6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス⁹に関する対策の強化 7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等 8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化 ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ IV-2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ア 対処態勢の整備 (オ) サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省） 																																			

	<p>エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化</p> <p>(7) 諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）</p> <p>(ウ) サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）</p> <p>○第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）^{*10}</p>
--	--

測定指標	1 教団の活動状況及び危険性の解明	平成24年度目標					
		教団施設等に対する立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。					
		施策の進捗状況（実績）					
		観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。					
	参考指標	実績値					
	立入検査の実施回数等		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		実施回数	19	23	15	16	17
		施設数	36	35	50	61	47
		動員数	628	682	705	940	677

測定指標	2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）	平成24年度目標値						
		33.2日より短縮						
		基準値	実績値					
		一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		提供を行った地方公共団体数	—	22	18	19	18	18
	提供回数	—	53	49	58	50	54	
	平均所要日数	—	38.8	30.1	20.1	21.0	20.9	

測定指標	3 破壊的団体等に関する情報の取	平成24年度目標
------	------------------	----------

	集，関係機関等に対する情報提供の状況	公共の安全の確保に寄与するため，破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
		施策の進捗状況（実績）					
		収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
	参考指標	実績値					
	ホームページへのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については，法務省ホームページの機材更新に伴い当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ，測定不能である。	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		105,507	133,722	165,357	－	170,139	
	参考指標	年度ごとの実績値					
		回答区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果（％）	意識が向上した	95	97	－	－	
		意識は変わらなかった	5	3	－	－	
		研修内容の有効性ある	－	－	62.4	55.7	62.8
		研修内容の有効性比較的ある	－	－	33.4	39.5	36.2
		研修内容の有効性どちらともいえない	－	－	3.5	3.8	1.0
		研修内容の有効性比較的ない	－	－	0.2	0.7	0
		研修内容の有効性ない	－	－	0.2	0.2	0
施策に関する評価結果	目標の達成状況	【指標1について】 平成24年度は，団体規制法に基づき，教団に対する観察処分の実施として，教団施設に対する立入検査を合計17回，延べ47施設，公安調査官延べ677人を動員して行った。また，教団から4回にわたり報告を徴取し，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の					

	<p>影響力、危険な教義の保持等)を明らかにした。以上のとおり、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度は、18関係地方公共団体の長から延べ49回にわたり調査結果の提供の請求を受け、延べ54回にわたり提供を行ったが、請求から提供までの平均所要日数は20.9日と、過去5年間の所要日数の平均である33.2日を下回った。以上のとおり、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したと評価できる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成24年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*11}、「内外情勢の回顧と展望」^{*12}等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」の作成に取り組んでおり(発表は平成25年4月)、ホームページのアクセス件数は上昇している。以上のとおり、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したことにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにすることができた。また、教団に関する調査結果について、関係地方公共団体の長からの請求に対し、迅速に提供したことにより、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に努めた。さらに、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供した。</p> <p>これらはいずれも目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な施策であり、公共の安全の確保に資するものである。</p> <p>このほか、破壊的団体等の情報収集及び分析・評価能力の向上のため、外部有識者等との意見交換や外国関係機関等との更なる関係強化を図るなどしたことにより、公共の安全の確保を図るという基本目標については、おおむね達成したと考える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。</p> <p>また、平成24年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体(オウム真理教対策関係市町村連絡会)及び1地方公共団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関</p>

	<p>係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく必要がある。</p> <p>さらに、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める必要がある。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 なし</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。</p> <p>(公安調査庁総務部総務課、平成25年5月作成、対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日)</p>
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】
----	-----------------------------------

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望（平成25年1月）」公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/naigai25_1.html] を参照。

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*7 カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*8 官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)

・ 2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

*9 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動

*10 「第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)」

・ 遠くアルジェリアの砂漠で働いていた方々が、犠牲となりました。彼らに非業の死を遂げさせたテロリストたちの卑劣と非道を、我が国は決して許しません。テロの犠牲を繰り返さないため、何を為さねばならないかを検証し、具体的な対策を進めます。

・ 治安に対する信頼も欠かせません。ネット社会の脅威であるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取締りを徹底します。

・ 拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し等の三点に向けて、全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。

・ 我が国の領土・領海・領空や主権に対する挑発が続いており、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しております。(中略)国民の生命・財産、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く決意であります。

*11 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html] を参照。

*12 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html] を参照。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (12))

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(1)) (評価書122頁)					
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{*1}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる登記関係手続の利用を促進させ，国民の利便性の向上を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	61,194,354	52,509,902	48,504,721	47,321,270
		補正予算(b)	△797,974	1,594,782	△206,542	—
		繰越し等(c)	△42,795	△956,711	467,660	/
		合計(a+b+c)	60,353,585	53,147,973	48,765,839	
執行額(千円)	56,015,571	50,578,212	47,304,984			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針)^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)^{*3} ○都市再生基本方針(平成24年8月10日閣議決定)^{*4} ○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進本部(以下、「IT戦略本部」という。)決定) Ⅲ-1-(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定^{*5} ○「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日IT戦略本部決定) 第3-1-(1) 行政サービスの利便性の向上^{*6} ○「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT戦略本部決定) IV 業務プロセス改革^{*7} 					

測定指標	1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積	平成24年度目標値					
		17平方キロメートル					
		基準値	実績値				
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	10	12	15	15	17

測定指標	2 オンラインによる登記関係手続の利用促進	平成24年度目標				
		オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を				

	置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る。				
	施策の進捗状況（実績）				
	申請に必要な書類の削減・簡素化、申請システムの使い勝手の向上、オンライン申請を行った場合における登録免許税の軽減措置などの経済的インセンティブの向上等に関する各種取組の実施により、業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図ることができた。				
	参考指標	実績値			
重点5手続 ^{*8} に係るオンライン利用率（%）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	47.19	54.84	61.66	67.69	72.77

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>登記所備付地図の整備は大幅に遅れている状況にあり、土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行の阻害要因となっている。</p> <p>このことから、平成15年6月、内閣の都市再生本部における「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針を皮切りに、地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）、都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）において、都市部における地籍整備の推進、登記所備付地図作成作業の推進が決定されている。</p> <p>現在、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」^{*9}に基づき登記所備付地図作業を実施しているところ、平成24年度においては、同計画どおり17平方キロメートルを実施しており、地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に推進したと評価することができる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度においては、申請システムの使い勝手の向上に関する取組として、①登記・供託オンライン申請システム及び登記情報提供システムの業務代行システムの構築に向けた設計・開発、②登記情報提供サービスの利用時間の拡大、③登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフトについての機能改善、④オンラインによる各種検索サービスについての機能改善、⑤主たるユーザーたる資格者団体との間における定期的な協議等を実施した。</p> <p>また、経済的インセンティブの向上等に関する取組として、不動産登記及び商業登記について、オンライン申請を行った場合における登録免許税の軽減措置を引き続き講じた。</p> <p>これらの取組により、業務・システムの改善を実現することができ、平成24年度のオンライン利用率は前年度から約5パーセント上昇した。</p> <p>以上のことから、本施策によりオンラインによる登記関係手続の利用を促進させ、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。</p>

目標期間終了時点
の総括

【目標の達成状況の分析】

登記所備付地図については、全国における配備状況が約54パーセント（残りは公図等）であり、そのうち都市部における整備が特に遅延している（東京：約18パーセント、大阪：約11パーセント、名古屋：約21パーセント）。これは、都市部においては、土地が細分化していること、地価が高く、所有者の権利意識も強いこと、地域社会における人的つながりが希薄化し、人証が少なく筆界を確認することが困難であるためである。

登記所備付地図が整備されないことにより、①不動産取引の流動化の阻害、②道路拡幅工事、下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害、③適正な課税の困難化、④境界紛争の惹起及び⑤転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより、これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため、登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。

都市部における地図作成は困難なものであるが、取り分け、その都市部の中でも、地図混乱地域は、特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ、土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため、筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって、実施する必要がある。

また、緊急性については、平成15年6月の「民活と各省連携による地籍整備の推進」、平成16年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」から平成20年6月の「経済財政改革の基本方針2008」、平成21年6月の「経済財政改革の基本方針2009」、平成22年5月の「国土調査事業十箇年計画」、平成24年3月の「地理空間情報活用推進基本計画」、平成24年8月の「都市再生基本方針」など毎年のように政府方針が示され、一部の閣議決定の文言にも示されているように登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

さらに、登記所備付地図作成作業の実施に当たっては、1年目作業¹⁰及び2年目作業¹¹を一括して行う2年間の国庫債務負担行為により、対象地区の登記所備付地図作成作業を実施し、その実施計画を効果的に推進させた。あわせて、その調達に当たっては、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施しており、コストの削減を実現していることから、目的を達成するための手段として妥当である。

その結果、平成16年度以降平成24年度までに105平方キロメートルを実施しており、毎年度、計画的に目標を達成している。

以上のとおり、地図整備を促進したことにより、不動産取引の安全と円滑のほか、上記①～⑤の問題の解消に効果をもたらし、都市再生のための各種施策の円滑な遂行に寄与していると考えられる。

オンラインによる登記関係手続については、従前、利用率が低調であったところ、IT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）により、平成22年度までにオンラインによる利用率を50パーセント以上とする目標が掲げられた。そのほか、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）において「登記」が重点手続として指定された経緯から、政府の方針に基づき、利用率の向上のための取組を推進してきたところである。

また、平成22年にIT戦略本部において決定された「新たな情報通

	<p>信技術戦略」においても、引き続きオンラインの利用促進に係る取組を行うことが求められている。そのほか、平成23年に同本部において決定された「新たなオンライン利用に関する計画」においては、利用率の向上だけでなく、国民の視点に立って、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を行うこととされている。</p> <p>平成24年度におけるオンライン利用促進に係る取組の実施の効果は、オンライン利用率に顕著に表れており、平成23年度において67.68パーセントであった利用率が平成24年度においては72.77パーセントに上昇していることから、施策として有効なものであったと評価することができる。</p> <p>このように、登記事務の適正円滑な処理の推進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善を行い、国民の利便性の向上を図る必要があるところ、本施策により、オンライン利用率も向上しており、国民の利便性の向上に寄与することができたと評価することができる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し、ひいては国民の財産の保全となる。したがって、平成25年度以降においても、引き続き、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づき、都市部の地図混乱地域における登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</p> <p>また、新たなIT戦略として平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、利用者の視点に立った電子行政サービスの実現が、引き続き取り組むべき課題とされている。したがって、オンラインによる登記関係手続の利用促進に当たっては、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた取組を推進し、国民の利便性の向上に努めていく必要がある。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>なし</p>
<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>委員等旅費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>機器借料について、調達結果を反映させるとともに、再リースを用いた機器の効率的な</p>

	利用により経費の縮減を図った。なお、調達に当たっては、引き続き競争原理が働くよう工夫することとし、更新後のシステムに対しては、更なる運用経費の削減のための検討を行う。
--	---

担当部局名	民事局総務課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	------------------	----------	-----------

-
- *1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
 - *2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」
国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を協力を推進する。
 - *3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）」
登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。
 - *4 「都市再生基本方針（平成24年8月10日閣議決定）」
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
 - *5 「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」
Ⅲ－１－(1) ii 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定
行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。
 - *6 「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）
第3－１－(1) 行政サービスの利便性の向上
情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。
 - *7 「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）
Ⅳ 業務プロセス改革
国民の視点に立って、オンライン利用率のみならず、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化を実現するため（中略）、業務プロセス改革を行う。
 - *8 「重点5手続」
「新たなオンライン利用に関する計画」において国民・企業等が広く利用するオンライン化された手続のうち、利用頻度が高い手続とされた登記関係手続の5つ。①不動産登記の申請、②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、③商業登記（株式会社）の申請、④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等、⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求が重点手続として掲げられている。
 - *9 「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」
登記所備付地図の整備については、平成16年度から10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、100平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し、平成21年度から10か年で130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年とする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を策定して前倒しで実施している。
 - *10 1年目作業
1年目作業の概要は、以下のとおりである。

- ・都市部（D I D（Densely Inhabited District：人口集中地区））の地図混乱地域において、実態を把握するため、その発生原因及び実態を分析・調査する。
- ・測量の基礎となる基準点を設置する。
- ・都市再生本部の方針を踏まえ、緊急性及び必要性の高い地域を計画的に実施する。

*11 2年目作業

2年目作業は、1年目作業の成果を踏まえ、現地に筆界を正確に復元することができる地図を作成し、登記所に備え付ける作業である。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (13))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2)) (評価書128頁)					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務^{*1}を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^{*2}である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・オンラインによる供託手続を推進することによって、供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,141,625	991,480	2,006,925	1,824,714
		補正予算(b)	0	6,460	△293,021	—
		繰越し等(c)	△58	58	0	
		合計(a+b+c)	1,141,567	997,998	1,713,904	
執行額(千円)	1,116,145	965,222	1,571,382			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○電子政府推進計画(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ^{*3}					

測定指標	1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	平成24年度目標				
		帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。				
		施策の進捗状況(実績)				
		帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正国籍法 ^{*4} 及び国籍法施行規則 ^{*5} の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。				
	参考指標	実績値				
1 帰化許可申請者数(人)	20年	21年	22年	23年	24年	

		15,440	14,878	13,391	11,008	9,940
2	帰化許可者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		13,218	14,785	13,072	10,359	10,622
3	帰化不許可者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		269	202	234	279	457
4	改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	20年	21年	22年	23年	24年
		—	1,572	1,396	1,207	1,137

測定指標	2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	平成24年度目標				
		市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証する。				
		施策の進捗状況（実績）				
	市区町村からの受理又は不受理の照会2,677件について対応した。 また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する現地指導や研修を行った。					
	参考指標	実績値				
	1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	3,810	3,387	3,205	3,011	2,677	
2 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ実施日数（日）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	588	584	602	604	524	
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	10,432	10,119	10,416	9,856	10,119	
4 現地指導実施回数 ^{※6} （回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1,865	1,887	1,846	1,828	1,819	

5	現地指導実施率 ^{*7} (%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		95	98	97	97	96

測定指標	3 供託手続におけるオンライン利用率 ^{*8} (%) (大量供託事件 ^{*9} を除外)	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		8.9	4.4	5.6	7.4	8.9	12.3
	参考指標	実績値					
供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	29,970	39,152	50,757	61,387	70,560		

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>帰化許可申請者数は減少傾向にあるものの、平成24年は前年と比べて帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加する中、帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。</p> <p>国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。</p> <p>以上から、国籍事務の適正かつ厳格な処理を図ったといえる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下、「受理照会件数」という。）は、平成24年度は、2,677件であり、前年度と比較すると334件減少した。このうち、渉外事件^{*10}に係るものは、1,305件（前年度は1,457件）である。</p> <p>本年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。</p> <p>市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成24年度における延べ実施日数が524日であり、前年度と比較すると、80日減少したものの、延べ受講者数は10,119人と前年度より263人増加しており、</p>
----------------	---------	--

	<p>より多くの職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。</p> <p>市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものである。平成24年度においても高い現地指導実施率であったことから、戸籍事務の適正な処理が図られたと評価できる。</p> <p>以上のような取組を行った結果、市区町村に対して適切な指導・助言をし、戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保を図ったといえる。</p> <p>【指標3について】</p> <p>平成24年度の供託手続におけるオンライン利用率は、12.4%であり、平成23年度の同利用率8.9%から3.5%向上しており、目標値を達成したことから、オンラインによる供託手続を推進したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>近年の帰化許可申請事件は、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。</p> <p>また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。</p> <p>加えて、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。</p> <p>以上のことから、受理照会や現地指導、研修等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。</p> <p>供託手続については、オンラインによる供託手続の推進に係る取組として、①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムを法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへ切替えを行った。その結果、オンライン利用率が向上していることから、システム処理性能や供託申請者等にとって使い勝手が向上し、供託申請者等の利便性が向上したといえる。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、オンラインによる供託の推進により供</p>

	<p>託職員の業務処理の適正化に資するものとなっており、非常に有効な取組であったと評価できる。</p> <p>以上の目標の達成状況等から、本施策目的である我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全が図られたといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく必要がある。</p> <p>戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 帰化許可申請について、前年からの審査の持ち越し件数や、詳細な審査が必要となる件数の割合、審査に要する時間など、より実態が分かるような数字を示すことはできないか。</p> <p>〔反映内容〕 全体像が分かりづらいという点については、指摘のとおりであるが、統計的なデータを取っていないため、参考指標に掲げた数値以外の数値を示すことはできない。</p>
------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>システム機器借料について、再リース等を用いた機器の効率的な利用を行い、機器借料等の経費の縮減を図った。また、システム機器借料等について、執行実績を反映し、経費の縮減を図った。さらに、戸籍関係用紙の購入見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>警備搬送委託費及び消耗品について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	民事局民事第一課，商事課	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「電子政府推進計画（2006年（平成18年）8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」
第2-II-1 利用者視点に立ったオンライン利用促進

関係府省は、「オンライン利用促進のための行動計画」に定めた措置をできる限り早期に実施に移すこととされた。

なお，供託手続は，「新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）」の「重点手続」とはされていないが，同計画においては，重点手続以外の手続についても，重点手続における取組に準じて，オンライン利用に関するサービスの品質の向上等を図るものとするとしている。

*4 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について，改正前の国籍法では，日本人の父から認知されていることに加え，父母の婚姻が要件とされていたが，平成21年1月1日施行の改正国籍法では，父母の婚姻の要件が削除され，認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては，虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために，実親子関係を認めるに足る書類（認知に至った経緯等を記載した

父母の申述書，子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など，審査が厳格化された。

*6 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き，直接事務指導を行った回数をいう。

*7 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*8 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）。

*9 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度においては，著作権法に基づく大量供託が66,302件，平成23年度においては，著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件あった。

*10 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (14))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(3)) (評価書135頁)					
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。					
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債務者に対して被害を与えることなどがないうよう、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行い、その業務の適正な運営の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	10,913	10,014	10,017	9,348
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	10,913	10,014	10,017	
執行額(千円)	9,655	9,452	7,724			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号) ^{*1}					

測定指標	1 債権回収会社に対する立入検査事業所数	平成24年度目標値					
		対前年度増					
		基準値	実績値				
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		51	55	47	50	51	52
	参考指標	実績値					
債権回収会社に対する立入検査実施率(%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	35.6	41.6	43.3	41.3	41.7		

測定指標	2 債権回収会社に対する立	平成24年度目標値
------	---------------	-----------

入検査における対象指摘事項 ² の改善状況 (%)	対前年度増					
	基準値	実績値				
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	90.5	57.5	73.9	78.1	90.5	87.0
参考指標	実績値					
1 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況 (%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	42.5	54.8	67.0	83.2	78.3	
2 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数 (件)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	119	136	79	46	58	
3 債権回収会社に対する行政処分件数 (件)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1	6	2	0	1	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度における「債権回収会社に対する立入検査事業所数」は52か所であり、前年度が51か所であったことから、目標値である対前年度増を達成している。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度における「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況」は、前年度の90.5パーセントから87.0パーセントと若干減少しており、目標値である対前年度増は達成されなかった。</p> <p>改善が認められなかった原因としては、いずれも従業員等の理解不足、認識不足を補う体制が不十分であったことなどが挙げられる。したがって、債権回収会社に対しては、従業員等に対する教育研修を実施し、特に不備を繰り返した従業員や新しい従業員等には重点的に行うなど、内部統制体制のより一層の強化を立入検査等の際に要請している。</p> <p>以上のような取組から、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るという目標をおおむね達成できたといえる。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>債権回収会社の業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握するためには、債権回収会社に対して実施する立入検査が最も有効な方法である。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査事業所数について、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するため、より多くの債権回収会社に対して立入検査を実施するという観点とともに、検査対象会社の業務運営状況全般を把握する必要性により、支店等に対しても積極的に立入</p>

検査を実施すべきとの観点から、綿密な検査計画を立てた上で立入検査を実施し、目標を達成することができた。

債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況について、参考指標3の「債権回収会社に対する行政処分件数」のとおり、平成21年度に行政処分が頻発して以降、法務省では、債権回収会社に対し、立入検査において指摘した事項について、徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど、立入検査後の指導をより強化することで、適正な業務運営を確保させることに努めている。また、債権回収業界においても、一般社団法人全国サービサー協会において、自主規制規則等の制定や各種研修を開催するなど、業界全体として自主的な取組を促進している。

これらの取組が功を奏し、改善状況については平成20年度の57.5パーセントから年々上昇していたが、平成24年度は平成23年度を若干下回る結果となった。ここでいう改善状況とは、立入検査において、債権回収会社による自主的な改善が認められた率（以下「自主的改善率」という。）のことを指すが、平成24年度に「自主的改善率」が減少したのは、計算上の分母となる「前回立入検査対象指摘事項数」が減少したためであり、平成24年度と平成23年度の「自主的改善率」に実質的な差はあまりないものと考えている。一方で、立入検査において対象指摘事項の改善が認められず、再度の指摘に至った件数の総数については、平成23年度が4件であったところ、平成24年度は3件であり、1件減少していることから、立入検査において指摘した事項については、より改善が図られたといえる。

したがって、立入検査において指摘した事項についてはおおむね改善され、債権回収会社各社において、適正な業務運営を行っているものと認められる。

以上のことから、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行うことは、その業務の適正な運営の確保に必要なかつ有効な取組であり、これらの取組から施策の基本目標をおおむね達成できているものと考えている。

【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】

債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。

サービサー制度が確立されて15年目を迎えるが、今後、更に効率的効果的な立入検査の実施に努めていくとともに、債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保していく必要がある。

なお、債権回収会社各社が、改善に向けた真摯な取組を行っていることは、立入検査等においても認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されるというのが、現実的に困難な面もあると考えているところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を1件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでいく必要がある。

学識経験を有する者の知見

1 実施時期
平成25年7月12日

の活用	<p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 測定指標 2 については、本来、100パーセント、再指摘件数 0 件を目指すべきではないか。</p> <p>〔反映内容〕 債権回収会社各社が、改善に向けた真摯な取組を行っていることは、立入検査等において認められるものの、不備の再発には過失的要素もあり、100パーセント改善が達成されるというのが、現実的に困難な面もあるところではあるが、監督官庁としては、不備の再発を 1 件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでまいりたい。</p>
-----	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権回収会社に対する立入検査実施状況に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日) ・「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日) ・「債権回収会社に対する行政処分に関する調査」 (大臣官房司法法制部審査監督課, 平成25年5月作成, 対象期間: 平成20年4月1日～平成25年3月31日)
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 図書等の必要性を考慮し、数量等を見直したことにより、経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	----------------	----------	-----------

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であるこ

とから、これらを対象指摘事項とした。

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (15))

施策名	人権の擁護 (Ⅲ-10-(1)) (評価書141頁)					
施策の概要	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。					
達成すべき目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害事案の発生を広く把握しこれに対応するほか、調査救済体制の整備を通じて迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,506,976	3,204,581	3,243,604	3,195,780
		補正予算(b)	0	5,549	△132	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	3,506,976	3,210,130	3,243,472	
執行額(千円)	3,461,521	3,192,765	3,227,595			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更) ^{*1}					

測定指標	1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	平成24年度目標
		国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。
		施策の進捗状況(実績)
		国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民の幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネットバナー広告等の多種多様な媒体や手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。
	参考指標	実績値

1 人権教室 ² の実施状況		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数(回)	11,353	12,493	12,595	13,123	15,863
	参加人数(人)	437,640	472,552	453,435	506,802	630,879
2 人権の花運動 ³ の実施状況	参加学校(団体数)	3,161	3,397	3,574	3,661	3,844
	参加人数(人)	531,969	529,427	498,983	513,878	518,530
3 全国中学生人権作文コンテスト ⁴ の実施状況	実施回数(回)	6,593	6,624	6,311	6,682	6,819
	参加人数(人)	866,269	883,746	887,012	893,258	937,287
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	26	30	21	29	35
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加人数(人)	700	840	600	1,100	920
6 人権シンポジウム ⁵ の実施状況(※1)	参加人数(人)	89,580	63,600	82,430	544	964
7 新聞掲載回数		5,662	5,656	5,539	5,478	5,698
8 テレビ・ラジオ放送回数		57,347	96,185	53,442	101,813	23,823(※2)
9 ポスター配布枚数		187,513	194,802	213,272	221,875	189,152

(※1) 平成22年度までは人権啓発フェスティバル⁶の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数
(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	2 人権相談・調査救済体制の整備	平成24年度目標					
		<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>					
		施策の進捗状況（実績）					
		<p>法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番⁷、女性の人権ホットライン⁸）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁹」を配布し、相談に応じている。</p> <p>また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じている。</p>					
		参考指標	年ごとの実績値				
		1 人権相談件数（全体）（件）	20年	21年	22年	23年	24年
		261,634	257,275	280,977	266,665	266,489	
	2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	21,353	22,847	27,710	25,914	28,384	
	3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,997	23,426	23,289	22,008	21,720	
	4 児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数（通）	14,255	14,552	22,593	22,329	20,144	
	5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	708	695	650	513	606	
	6 インターネットによる相談件数（件）	2,124	4,039	5,044	5,500	7,384	

7 人権侵犯事件の対応件数 (件)	21,298	21,309	21,500	22,072	22,694	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標1について】</p> <p>平成24年度においては、人権教室に63万879名、人権の花運動に51万8,530名、全国中学生人権作文コンテストに93万7,287名の参加を得るなど、児童・生徒を中心に、参加型の啓発活動を積極的に実施した。このほかシンポジウムでは、東日本大震災に伴う人権侵害や性的指向・性同一障害について4回実施し、その内容を法務省ホームページ^{*10}に掲載するなど、幅広い課題について啓発活動した。</p> <p>また、発信型の啓発活動としては、テレビ番組と協力した人権週間PRポスターやスポット映像を作成したり、映画「おおかみこどもの雨と雪」や「だいじょうぶ3組」と連携したポスターの作成のほか、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツの作成やテレビスポットCMの放送を行った。さらに、平成24年度に社会的関心を集めたいじめ問題やインターネットによる人権侵害について、緊急メッセージを法務省ホームページに掲載したことを始めとして、いじめ防止ポスターの作成、ネットトラブル防止に係るリーフレットの作成・配布等を行った。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じて各種啓発活動を実施したことから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>平成24年度においては、前年度までの施策の進捗状況を踏まえ、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で人権相談体制及び調査救済体制の整備を行った。</p> <p>その体制の下、26万6,489件（対前年比で176件（0.07パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万2,694件（対前年比で662件（2.8パーセント）増加）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた（件数は平成24年1月から12月までの合計である。）。</p> <p>また、滋賀県大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題への対応の在り方について社会の関心が高まったことから、相談窓口の広報強化や「子どもの人権110番」の取組強化等、いじめ問題への対応を一層強化した。</p> <p>これらのことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標はおおむね達成できたものと評価できる。</p>
	目標期間終了時点 の総括	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、平成24年度においては、多種多様な手法や媒体を用いることで、有効的に異なる層、従前よりも更に幅広い層に対して啓発活動を実施した。</p> <p>また、既存のテレビ番組や映画と協力・連携し、費用の低減を図り</p>

	<p>つつ効率的に実施した。</p> <p>さらに、滋賀県大津市における自殺事案を契機に社会的関心の高まったいじめ問題やインターネットによる人権侵害に加え、東日本大震災に伴う人権侵害等を中心に提起して、時機を捉えた集中的な啓発活動を実施したことから、国民に人権について十分な関心を持ってもらうことができたと評価できる。</p> <p>これらの取組により、国民の人権への理解が深まり、人権意識が高まり、人権尊重思想の普及高揚が図られたと評価でき、人権が尊重される社会の実現に寄与したと考える。</p> <p>人権相談体制及び調査救済体制の整備については、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行った。その結果、従前とほぼ同規模の人員・予算の下で前年よりも増加した人権侵害事件に対応しており、有効かつ効率的に人権侵害事案の適切な解決を図ったものと評価できる。</p> <p>また、新規に救済手続を開始した人権侵害事件の内訳を見ると、学校におけるいじめに関する人権侵害事件が3,988件（対前年比で20.6パーセント増加）、教職員による体罰に関する人権侵害事件が370件（対前年比で32.6パーセント増加）、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵害事件が873件（対前年比で0.9パーセント増加）、インターネットを利用した人権侵害事件が671件（対前年比で5.5パーセント増加）と、それぞれ前年から増加している。学校におけるいじめに関する人権侵害事件及び児童に対する教育職員による体罰に関する人権侵害事件の増加が顕著であり、このような現状において社会の関心の高まりに応じ、いじめ問題への対応を一層強化したことは、被害の救済及び予防を図るという目標に効果的であったと評価できる。</p> <p>これらのことから、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことができたものと評価できる。</p> <p>以上の取組により、人権が尊重される社会の実現に寄与するという基本目標を達成できたものとする。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施する。</p> <p>また、より幅広い層に対し、多種多様な媒体を通じて、人権啓発活動等を実施する。</p> <p>さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、効率性及び有効性が認められ、学校等関係機関と連携の上、引き続き、これらの施策を推進していく必要がある。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成25年7月12日</p> <p>2 実施方法</p>
------------------------	--

	<p>会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>なし</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課, 平成25年4月作成, 対象期間: 平成24年4月1日～平成25年3月31日) ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課, 平成19年度～平成24年度の各年度で作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成25年3月31日) ・「第27～32回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成19年～平成24年度の各年度で作成, 対象期間: 平成19年4月1日～平成25年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年2月22日～平成24年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成25年3月作成, 対象期間: 平成19年1月1日～平成24年12月31日) <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省)
----------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 福祉行政報告例（厚生労働省） ・男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）（内閣府） ・人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）（内閣府） <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果は、人権擁護局人権啓発課において保管している。
--	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>人権啓発活動の実施については、効果検証結果に基づき、事業の見直しを行っているところであるが、今後も更に効果検証結果を概算要求へ反映させるとともに、啓発活動の在り方について検討し、成果目標の設定及び成果管理ができる仕組みの構築について、検討を行うこととした。なお、各種調達事案については、執行実績を踏まえ、インターネットバナー広告の単価等の見直しを行うとともに、小・中学生新聞における新聞広告の実施を見直し、経費を削減した。</p> <p>また、執行実績を踏まえた見直しを行い、訪問介護員に対する説明リーフレットの集約、人権擁護委員の周知活動の実施方法の見直しのほか、人権啓発活動の総合的推進事業におけるシンポジウムの開催回数を見直すとともに、補助金の相談事務の見直しを行うことにより、経費を削減した。</p> <p>さらに、効果検証結果及び執行実績を踏まえた見直しを行い、ラッピングバス事業を廃止するとともに、新聞広報の単価や地域総合情報誌の掲載回数について実施内容を見直し、経費を削減した。</p>
----	--

担当部局名	法務省人権擁護局	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	----------	----------	---------

-
- *1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
 - *2 「人権教室」
 - 子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *3 「人権の花運動」
 - 児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
 - 次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動
 - *5 「人権シンポジウム」
 - 様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
 - *6 「人権啓発フェスティバル」
 - 開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
 - *7 「子どもの人権110番」
 - 全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの）を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*10 「人権シンポジウムの内容」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00035.html〕を参照

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24-(16))

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅳ-11-(1)) (評価書191頁)					
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。					
達成すべき目標	訴訟当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,889,507	1,730,659	1,805,864	1,796,216
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	429,594	
		合計(a+b+c)	1,889,507	1,730,659	2,235,458	
執行額(千円)	1,667,836	1,682,244	2,104,416			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号^{*1}</p> <p>○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項、第7条^{*2}</p> <p>○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日)^{*3}</p>					

測定指標	1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	平成24年度目標
		各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。
		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>平成24年度に開催した研修の実施回数、開催日数及び参加人数については、前年度を上回った。打合せ会は、実施回数及び開催日数は前年度を下回っているものの参加人数は前年度を上回っている。これは、より多くの職員の打合せ会への参加を可能にする環境を整えた上で、1回当たりの参加人数を増加させることにより、打合せ会の実施回数の集約を図ったためである。また、研修の実施回数の増加は、打合せ会の実施回数を集約したことも寄与しており、研修を充実させることにより、訟務担当職員の能力向上が図られた。</p> <p>事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は平成22年度から倍増した平成23年度の利用回数を上回っており、</p>

		同装置の積極的利用を行い、事務処理の効率化を図った。				
	参考指標	実績値				
1	研修	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数（回）	95	87	101	102	112
	延べ日数（日）	198	164	188	184	217
	参加人数（人）	1,588	1,746	1,796	2,508	2,624
2	打合せ会等	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施回数（回）	112	111	112	112	99
	延べ日数（日）	154	159	145	138	122
	参加人数（人）	3,588	3,677	3,901	3,115	3,879

測定指標	2 法律意見照会制度 ⁴ の積極的利用の促進	平成24年度目標					
		法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。					
		施策の進捗状況（実績）					
		周知活動として、行政機関等に対し、出向くなどして法律意見照会制度の説明を368回行い、積極的な利用促進を図った。なお、法律意見照会の数は前年度より増加し、2,178件であった。					
	参考指標	実績値					
	法律意見照会事件数（件）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		1,777	1,565	2,008	2,095	2,178	
	行政機関等に対する法律意見照会制度の周知状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		打合せ会等での説明（回）	72	68	76	82	77
		出向いての説明（回）	183	206	245	223	291
合計		255	274	321	305	368	

<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>【指標1について】</p> <p>訟務担当者の能力向上を目的とする研修及び訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間での協議・情報交換を行いその結果を訴訟の処理に反映させることを目的とする事務打合せ会を継続的に実施した。その結果、少なくともこれらの参加人数は、昨年度よりも増加しており、特に研修については実施回数、延べ日数、参加人数のいずれも増加している。</p> <p>新たに訟務担当者となった者向けの研修についてアンケートを実施した結果、回答者168名のうち164名（約97.6パーセント）から研修について有意義であったとの回答を得ていることから、訟務担当者の能力向上を図ったといえる。</p> <p>また、事務処理の効率化を目的とする事務合理化機器の積極的利用を推進し、平成22年度には、6地方法務局へテレビ会議装置の導入を拡大したことから、平成23年度以降の同装置の利用回数は倍増した。平成24年度においても、同装置の利用により、訟務担当者間において、打合せのための出張をすることなく、遠隔地における複数の部署をつないだ会議や必要に応じた迅速な意見交換を行うことにより、事務処理の効率化を図った。</p> <p>【指標2について】</p> <p>法律意見照会制度について、関係行政機関に対して継続的に周知活動を行った結果、平成24年度の行政機関等に対する説明回数は、前年度よりも63回増加した。</p> <p>また、平成24年度の法律意見照会の数は、2,178件であり、前年度に比べ83件の増加となっている。このことから、継続的な法律意見照会制度の周知によって、積極的な利用促進を図ったといえる。加えて、法律意見照会に対する行政機関の認知度が向上し、今まで以上に他の行政機関との連携が緊密となったものと考えられる。</p> <p>以上のような取組を行った結果、国の利害に係る訴訟を適正・迅速に処理するという目標はおおむね達成できたといえる。</p>
	<p>目標期間終了時点 の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進に関する取組は、前記のとおり目標の達成に向けて必要性・有効性の高いものであるといえる。</p> <p>また、本施策について達成すべき目標は、訴訟当事者として国の利害に係る訴訟を適正・迅速に処理することである。この点、具体的な訴訟事件の処理において、法と証拠に基づく適正な主張立証に努めることが訟務組織に期待されていることから、主な訴訟における国の主張の概要、主な判決の結果を法務省ホームページに掲載し広く一般に情報を発信しているところである⁵。</p> <p>さらに、裁判の迅速化に関する法律により、国を当事者とする訴訟についても、その第1審手続をなるべく2年以内の期間に終結させるという努力義務が裁判所と当事者に課されており、国も一当事者としてこの責務を全うする必要がある。そこで、法務省、法務局及び地方法務局においては、前記のような各取組に加え、国の主張例、重要判例及びその解説、現在及び過去の事件の経過情報など、準備書面の作成に当たり参考となる情報を掲載したデータベースや法律文献を整備するなど執務環境を整え、さらに法律意見照会制度における回答事例集などの訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している</p>

	<p>国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行っている。また、法律意見照会制度の活用が増加したことにより、国を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まるほか、訴訟が提起された場合における訴訟の処理の適正・迅速化に資するものとなっている。その結果、国を当事者とする訴訟は、事件自体が近時一層複雑・困難化しているものの、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち審理期間が2年以内であったものの割合は、ここ数年一貫して8割を超えており、平成24年度も同様である。これは、各取組によって、国の訴訟対応がより迅速に行われたことが一定の効果をあげ、裁判の迅速化に寄与したものと考えられる。</p> <p>以上の取組により、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理するという基本目標をおおむね達成したといえる。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実強化を図ることとする。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとする。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修、打合せ会の開催に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日） ・「テレビ会議システム使用実績調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日） ・「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成20年4月1日～平成25年3月31日） ・「法律意見照会事件数に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日） ・「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」（大臣官房訟務企画課，平成25年4月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>訟務事務を遂行するために必要な判例集，法律図書等について，インターネット検索サービスの利用を促進することにより，図書購入に係る経費等の消耗品費の単価を見直し，経費の削減を図った。また，準備書面作成支援システムについて，過去の契約金額や現在の運用管理状況を踏まえた所要額の見直しにより，システム運用経費の削減を図った。さらに，旅費業務に関する運用マニュアルの適切な運用，テレビ会議システムの活用により，旅費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	法務省大臣官房訟務企画課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	--------------	----------	-----------

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に係るある争訟に関すること。

*2 「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*3 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*4 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律見解を述べたり、助言などを行う制度。紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすほか、訴訟のより適正・迅速な処理に寄与することができるものである。

*5 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html）及び「主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：入国管理局総務課企画室

施 策 名	出入国の公正な管理 (評価書197頁)		政策体系上の位置付け	V-12-(1)
施 策 の 概 要	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。			
予 算 額	平成24年度予算額：9,267,398千円	評 価 方 式	総合評価方式	
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けた取組 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令は、同制度の施行（平成24年7月9日）までに全て整備され、同制度への移行が円滑になされたことから、同制度の構築については、必要かつ十分な法令整備が行われたといえる。また、摘発体制の強化を始めとする総合的な不法滞在者対策を推進した結果、平成25年1月1日現在における不法残留者数は平成21年同期と比較して45.2パーセント減少している。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進 審査待ち時間の短縮に向け、事前旅客情報システム（APIS）の運用等各種取組を一層進めた結果、平成24年においては、羽田空港で最長審査待ち時間を年平均で20分以下とすることを達成したほか、同年並みの外国人入国者数を記録した平成22年と比較して、地方の19空港において審査待ち時間の短縮が図られており、評価対象期間中における同取組は、一定の成果を挙げた。</p> <p>3 これらの各種取組は、外国人と日本人が安心して共生できる社会や観光立国の実現に資するものであり、社会のニーズに合致していることから、国が行う必要性が認められる。また、これらの取組に当たっては、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく取り組んだものであり、上記1及び2の取組結果などから、効率性及び有効性が認められる。</p> <p style="text-align: center;">（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けた取組 新しい在留管理制度の円滑な実施及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくなど、不法滞在者等を生まない社会の構築及び外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の推進 審査待ち時間の短縮のため、有効と考えられる事前旅客情報システム（APIS）、セカンドリ審査等の効率的な実施を推進していく。また、外航大型客船（クルーズ船）の乗客に対する新たな審査手法を円滑に実施するほか、個人識別情報を活用した審査について、最新の技術を活用した機能強化やシステム運用の効率化を図り、審査時間の短縮化につなげる予定である。</p>			
施策に関する 内閣の重要政策 （施政方針演説 等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	第3-2-① 新たな在留管理制度の創設	
	観光立国推進基本計画	平成19年6月29日	第3-3-(一)④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入れ体制の確保等	
	新成長戦略	平成22年6月18日	第3章-(4) 観光立国・地域活性化戦略	

平成24年度政策評価書要旨

(法務省24- (18))

<p>施策名</p>	<p>法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：IV-13-(2)) (評価書217頁)</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るとともに、法の支配と良い統治（グット・ガバナンス）を確立させることによって、支援対象国の発展に寄与し、さらに我が国の国際社会における地位の向上に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>
<p>予算の状況 (千円)</p>	<p>当初予算 (a)</p>	<p>177,534</p>	<p>133,259</p>	<p>161,084</p>	<p>157,458</p>
<p></p>	<p>補正予算 (b)</p>	<p>△ 6,993</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>—</p>
<p></p>	<p>繰越し等 (c)</p>	<p>△ 951</p>	<p>951</p>	<p>0</p>	<p></p>
<p></p>	<p>合計 (a+b+c)</p>	<p>169,590</p>	<p>134,210</p>	<p>161,084</p>	<p></p>
<p></p>	<p>執行額 (千円)</p>	<p>157,676</p>	<p>124,357</p>	<p>144,136</p>	<p></p>
<p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<p>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議（平成25年5月改訂））^{*4}</p>				
<p>測定指標</p>	<p>1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況</p>	<p>平成24年度目標</p> <p>国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。</p> <p>施策の進捗状況（実績）</p> <p>日本を含む45か国から、143名の刑事司法実務家を招へいし、計7回の国際研修・セミナー等を実施した。 特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア8か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。 なお、国際会議には、10の会議に11名が参加した。</p> <p>参考指標</p> <p>実績値</p>			

1 国際研修の実施件数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	9	9	9	8	7
2 国際研修への参加人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	162	162	155	130	143
3 国際研修参加者の研修に対する満足度（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	添付省略				
4 国際会議への参加回数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	3	4	3	4	10
5 国際会議への参加人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	4	8	9	6	11

測定指標	2 法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催の状況	平成24年度目標				
		法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
		施策の進捗状況（実績）				
	支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、ラオス等から、司法省職員、裁判官、検察官等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等を共有した。					
	参考指標	実績値				
	1 国際研修の実施件数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
11		12	11	9	13	
2 国際研修への参加人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	114	100	104	92	158	
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略					
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	3	5	4	6	12	
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	8	13	16	20	18	

	6 法制度整備支援に関する 専門家の派遣依頼件数 * 依頼件数, 派遣件数には, 同一専門家に対し, 派遣期 間の延長依頼があった件数 を含む。	依頼件数 (回)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	13	13	15
		派遣件数 (回)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	13	13	15
	7 法制度整備支援に関する 専門家の派遣依頼人数 * 依頼人数, 派遣人数は延 べ人数である。	依頼人数 (人)				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3	11	15	15	18
		派遣人数 (人)				
20年度		21年度	22年度	23年度	24年度	
3		11	16	15	18	
8 国際専門家会議の開催回 数 (回)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	1	1	1	1	1	
9 国際専門家会議への参加 人数 (人)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	121	109	111	129	125	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>【指標 1 について】</p> <p>平成24年度は国際研修・セミナー等を計7回143人に対して実施した。実施件数は前年度を1回下回ったが、参加人数については、前年度を上回っている。</p> <p>国際研修については、各国の刑事司法の実務家を招へいして、各国のニーズと最新の国際動向を踏まえたテーマ（汚職等）につき活発な議論を行い、各国の現状や問題点を把握した。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を活用してトップクラスの海外専門家を招へいし、最新の国際動向等（汚職等）に関する講義を行った。さらに、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーについては、参加した実務家と活発な議論を交わした上で議長総括を行っており、参加した東南アジア8か国の実務家と緊密な関係を構築した。</p> <p>研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合）は、いずれの質問項目においても90パーセントを超えていた。</p> <p>また、国際研修の講師として適切な専門家等の選定のため、国際会議への参加を通じて得た、最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家等とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加回数及び参加人数ともに前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。</p>
----------------	---------	---

	<p>以上のことから、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。</p> <p>【指標2について】</p> <p>法制度整備支援の対象国と概要は、「各国のプロジェクト等紹介」として法務省ホームページに掲載⁵したとおりである。</p> <p>支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行っている。</p> <p>また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うために、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにて研修で得た最新の知見等のフィード・バックも兼ねるなど、様々な配慮をしている。</p> <p>さらに、ベトナム、カンボジア、ラオス等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修、研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者としている。</p> <p>平成24年度の法制度整備支援に関する国際研修の実施件数及び参加人数、諸外国への調査職員の派遣件数並びに専門家の派遣依頼件数及び派遣依頼人数は、いずれも前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。この結果は、民法等の基本法の整備に止まらず、より専門的な特別法の改正・整備等に対する支援対象国からのニーズに対応するため、国際研修や調査内容が細分化され、実施回数が増えたことによるものである。</p> <p>研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査結果によれば、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は100パーセントであり、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は99パーセントであった。</p> <p>法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数は、前年度を下回っているが、これは予定した招へい者が、自国等での重要業務で急きょ来日できなくなったことによるものであり、平成23年度以前の実績と比較した場合は、これを上回っている。</p> <p>以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたといえる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施については、質の高い、充実した内容のものを実施しており、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図ることができ、アジア諸国を始めとする開発途上国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。</p> <p>法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定して、多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象</p>

	<p>国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の発展に寄与したといえる。</p> <p>このように、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図ったことにより、支援対象国の基本法令の整備に資することができ、法の支配と良い統治（グット・ガバナンス）の確立に寄与したものと見える。</p> <p>以上のことから、国際協力の推進を図り、我が国の国際社会における地位向上に貢献したものと見える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。</p> <p>なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。</p> <p>また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。</p> <p>日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。</p> <p>また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。</p> <p>さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成25年7月12日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。</p>
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成26年度予算概算要求への反映内容】 執行実績を踏まえて消耗品数量や業務委託に係る作業の見直しを図ること等により、経費を削減した。
----	---

担当部局名	総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	----------	----------	-----------

*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）」

法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針については、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「各国のプロジェクト等紹介」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/houso_project_introduction.html〕を参照。

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（周南法務総合庁舎整備等事業） (評価書242頁)		政策体系上の位置付け	VII-14-(2)
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。			
予 算 額	平成17～18年度予算額：1,510,100千円	評 価 方 式	事業評価方式	
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 事業の情報となる項目の変化 新規事業採択時の計画（老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図る）に沿った整備がなされた。</p> <p>2 事業の効果の発現状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・人権、環境保全性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性、ユニバーサルデザイン、防災性、耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・面積不足の解消を達成できた。 <p>3 事業実施による環境の変化 環境保全性（特に充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。</p> <p>4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。</p>			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（美祢社会復帰促進センター整備事業） （評価書258頁）	政策体系上の位置付け VII-14-(2)
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備を行う。	
予 算 額	平成19～36年度予算額：15,012,678千円	評 価 方 式 事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 事業の情報となる項目の変化 PFI方式（BOT方式）による事業で新規事業採択時の計画（全国的な過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等を速やかに緩和、解消し、適正な収容状態を確保することを目的に、新たな刑務所を整備する）どおりに施設が完成した。また、維持管理・運営事業は平成36年度まで継続中である。</p> <p>2 事業の効果の発現状況 ・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・地域性について特に充実した取組（評価A）、人権、環境保全性、ユニバーサルデザイン、保安性及び耐用・保全性について充実した取組（各評価B）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 ・著しい過剰収容状態とそれに伴う処遇環境の悪化等の緩和を図ることができた。</p> <p>3 事業実施による環境の変化 環境保全性（充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。</p> <p>4 総合的評価 以上1，2，3より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。</p>	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
		記載事項（抜粋）

平成24年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成26年 8 月

担当部局名：入国管理局総務課企画室

（平成25年 8 月は中間報告）

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化 (評価書274頁)		政策体系上の位置付け V-12-(1)											
事業の概要	出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人出入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新し、平成25年度におけるシステムの運用経費全体の増加額を抑制する。													
予算額	平成24年度予算額：12,116,685千円	評価方式	実績評価方式											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成24年度においては、平成24年7月に新しい在留管理制度導入のための次世代外国人出入国情報システム及び在留カード等発行システムの運用を開始した。現在は安定的な運用が行われている。</p> <p>これらは、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）に基づく取組であり、政策は最適化計画どおり順調に進んでいることから、平成24年度の取組にかかる目標の達成度合いについてはA判定とした。</p> <p>本事業は、出入国管理行政をめぐる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直すものであり、社会のニーズに合致していることから、国が優先して行う必要がある。また、本事業では、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく取り組んでいることから、効率性も認められる。さらに、上記のとおり、本事業は、最適化計画工程表どおりに進んでいることから、有効性も認められる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性）</p> <p>引き続き、費用対効果等を勘案した従来機能拡充のためのシステム導入可否の検討等、業務・システムの最適化に努めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">達成目標</td> <td colspan="4">出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="width: 25%;">いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="width: 35%;">オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.2億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.6億円に抑制する。</td> <td style="text-align: center;">測定結果 —</td> </tr> </table>				達成目標	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業）				指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.2億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.6億円に抑制する。	測定結果 —
達成目標	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成25年度までの目標）（成果重視事業）													
指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間38.2億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間30.6億円に抑制する。	測定結果 —										
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）											
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	第3-2-① 新たな在留管理制度の創設											
	新成長戦略	平成22年6月18日	第3章-(4) 観光立国・地域活性化戦略											